

# 2024 DISCLOSURE

ディスクロージャー



全東栄信用組合

# 索引

各開示項目は、以下のページに記載しております。なお、\*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、◎印は「金融再生法」に規定されている法定開示項目です。

* 索引	1	* 業務粗利益及び業務純益等	36
ごあいさつ	2	* 預貸率及び預証率	36
経営理念	2	* 受取利息及び支払利息の増減	36
あゆみ	3	* 総資産利益率	37
* 役職員の状況	4	経費の内訳	37
* 会計監査人の名称	4	役務取引の状況	37
* 組織図	4	その他業務収益の内訳	37
営業地区一覧	4		
総代会及び総代	5	<b>【貸出金及び預金に関する指標】</b>	
総代の属性別構成比	5	* 貸出金業種別残高・構成比	38
第74期定時総代会	5	* 貸出金種類別平均残高	39
総代のご紹介	6	消費者ローン・住宅ローン残高	39
理事会・総代会・検査事項等	7	* 貸出金使途別残高	39
報酬体系について	8	* 貸出金金利区分別残高	39
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	9	* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	41
* コンプライアンス態勢	9	代理貸付残高	41
* リスク管理態勢	10	* 預金種目別平均残高	42
マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応	10	預金者別預金残高	42
反社会的勢力に対する取組み	10	* 定期預金種類別残高	42
個人情報保護の取組み	10	財形貯蓄残高	42
* 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	11	1店舗当りの預金及び貸出金残高	42
【地域密着型金融の取組み】		職員1人当りの預金及び貸出金残高	42
地域金融の円滑化	12		
情報開示と顧客満足度の向上	14	<b>【有価証券に関する指標】</b>	
顧客保護の徹底	16	* 有価証券時価・評価差額等	44
全東栄信用組合 SDGs宣言	17	* 有価証券・金銭の信託等の取得価格	
【地域の活性化のための取組み状況】		または契約価格・時価及び評価損益	45
中小企業の経営支援に関する取組み	18	* 有価証券種類別平均残高	45
地域貢献活動	19	* 商品有価証券の種類別平均残高	45
* 主要な事業の内容	20	* 有価証券種類別残存期間別残高	45
ご預金のご案内	21		
ご融資のご案内	22	<b>【その他の指標】</b>	
各種サービスのご案内	23	不良債権の状況	46
現金自動機器設置状況	23	* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	47
貸金庫設置状況	23	◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	47
諸手数料のご案内	24	* 貸倒引当金の内訳	48
		* 貸出金償却額	48
* 事業の概況	25	* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	48
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	25	* 総資金利鞘等	48
* 法定監査の状況	25	内国為替取扱実績	49
* 主要な経営指標の推移		外国為替取扱高	49
預金積金残高	26	外貨建資産残高	49
貸出金残高	26	オフバランス取引状況	49
経常利益	27	先物取引の時価情報	49
当期純利益	27	オプション取引の時価情報	49
業務純益	28	公共債引受額	49
コア業務純益	28	公共債窓販実績	49
主要な経営指標	29		
普通出資の組合員数	29	* 中小企業の経営改善への取組み状況	50
* 貸借対照表	30	* 経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況	50
* 損益計算書	34	* リスク管理体制一定性的事項	51
* 自己資本の構成に関する開示事項	35	* リスク管理体制一定量的事項	52
* 自己資本調達手段の概要	35	* リスク管理体制一定量的事項	53
<b>【主要業務に関する指標】</b>		* 店舗一覧	54
* 剰余金処分計算書	36		

## ごあいさつ



理事長 高橋 正次

平素は格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様へ当組合の経営内容をお伝えするためにディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧の上当組合へのご理解を一層深めて頂ければ幸いです。

2023年5月に入り、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され日常を取り戻してきております。24年3月には、日銀はゼロ金利政策の解除を実施しましたが、引き続き金融緩和維持を表明したこと及び米国経済の底堅さによるインフレの高止まりから、日米の金利差が縮まらず、1ドル150円台の円安水準が続いており、輸入コストの上昇が懸念されております。さらに大手企業は人材の定着・確保を目的として実質賃金のプラスを掲げ、高水準の賃金アップを実施しております。

地域経済を担う私たちのお客様である中小・小規模事業者にとっては、仕入れ価格や労務費の上昇分を価格転嫁できず、収益を圧迫するなど、厳しい状況が続いております。

また私たち信用組合を取り巻く環境も、金融緩和維持により市場金利は低水準で推移し、加えて、ゼロゼロ融資政策後の事業者の資金需要が活発でないなど、収益面での厳しい状況が続いております。

ゼロゼロ融資の返済猶予期間が終了し元金返済が始まっているなかで、人件費の高騰から人材の確保が計画的に進まず、また、後継者難などの理由から廃業に追い込まれる企業も見られます。

今後も事業者等への伴走支援活動を強化し、お客様からの潜在的ニーズを引き出すと共に、中小企業診断士やビジネスサポートデスク、東京都中小企業活性化協議会、商工会議所など外部の支援機関を活用し、取引先事業者の企業価値創造を目指した本業支援活動等に注力してまいります。

これからも地域の発展のため、またお客様の信頼にお応えできるよう、地域になくてはならない金融機関として、役職員一同全力で取り組んで参ります。

今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

## 経営理念

### 1. 地域密着経営の徹底

地域金融機関として、地域中小企業の経済力の向上、地域住民の生活の向上、地域社会の繁栄に寄与するため、絶えず考え行動し、地域のためになくてはならない組合になること。

### 2. 顧客密着経営の徹底

組合の情報・地域情報・金融情報等の提供とお客様のニーズに広く応えることに努め、お互いの信頼関係を深め、あらゆる相談に対応できる組合になること。

### 3. 健全経営の徹底

公共性を求められる金融機関として、誠実・公正で知識・技能と意欲をもって行動する人材の育成とコンプライアンス態勢の構築及び収益基盤の確立に努め、健全な組合になること。

昭和26年10月	千代田区神田小川町に設立、初代理事長に天野定次郎就任
昭和27年	世田谷区太子堂に世田谷支店新設開店 台東区元浅草に三筋町支店新設開店 手形交換加盟（受託銀行 横浜銀行）
昭和28年	2代目理事長に岡崎亮一就任
昭和36年	豊島区南長崎に東長崎支店新設開店
昭和38年	渋谷区本町に渋谷本町支店新設開店
昭和40年	3代目理事長に本多一雄就任
昭和41年	大田区中央に大森支店新設開店
昭和42年	北区上十条に十条支店新設開店 電算センター設置、IBM、PCS 導入
昭和45年	足立区西新井に西新井支店新設開店
昭和48年	豊島区池袋本町に下板橋支店新設開店 千代田区神田小川町より、豊島区池袋本町に本部を移転
昭和49年	IBM システム 3 導入
昭和53年	渋谷本町支店新築移転 足立区舎人に舎人支店新設開店
昭和56年	全国信用組合共同オンラインに加盟 預金科目オンライン移行
昭和58年	東長崎支店新築移転
昭和60年	預金科目第2次オンライン移行 8店舗にCDコーナー設置
昭和61年	世田谷支店新築移転 4代目理事長に宮下武雄就任 融資科目オンライン移行
平成元年	渋谷本町支店、西新井支店、舎人支店の3店舗に貸金庫設置
平成2年	IBM AS-400導入
平成3年	第3次オンライン移行 諸勘定日計オンライン移行 渉外支援ハンディ端末導入 三筋町支店にCDコーナー設置
平成4年	本店営業部新築開店、CDコーナー設置
平成5年	三筋町支店新築移転、貸金庫設置 下板橋支店に貸金庫設置
平成8年	5代目理事長に亀井利夫就任
平成10年	東長崎支店、大森支店の2店舗に貸金庫設置
平成11年	ポスト第3次オンライン移行 オンライン端末全面入替 大森支店、渋谷本町支店の2店舗に貸金庫増設
平成12年	渉外支援ハンディ端末全面入替
平成13年	6代目理事長に郡山育郎就任
平成16年	7代目理事長に発地幸徳就任
平成18年	東長崎支店に貸金庫増設 世田谷支店に貸金庫設置
平成19年	第5次オンラインシステム稼働 8代目理事長に浅沼博就任 渋谷本町支店移転 十条支店に貸金庫新設 舎人支店に貸金庫増設
平成20年	オンライン端末全面入替
平成23年	渉外支援システム全面入替
平成24年	十条支店新装開店
平成25年	9代目理事長に橋本勇就任
平成27年	第6次オンラインシステム稼働
平成30年	インターネットバンキング取扱開始 しんくみPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取扱開始 渉外支援ハンディ端末全面入替
令和元年	日本銀行歳入復代理店窓口収納取扱開始
令和2年	スマホ決済サービスBankPay（バンクペイ）取扱開始 ダイレクト納付サービス取扱開始 Web口座振替受付サービス取扱開始
令和3年	10代目理事長に高橋正次就任
令和4年	スマホ決済サービスJ-CoinPay（ジェイコインペイ）取扱開始 PayPayの取扱開始 電子手形交換所による交換決済開始
令和5年	ことら送金サービス取扱開始 第7次オンラインシステム稼働 しんくみアプリ with CRECO 取扱開始

## 役職員の状況

### ●役員一覧

理事長 高橋 正次	常勤理事 須下 洋	常勤監事 富樫 敬
専務理事 大橋 清志	常勤理事 石井 良一	非常勤監事 林 晃司
常勤理事 川山 幹雄	常勤理事 大山 光司	非常勤監事 小川 勉
	非常勤理事 石川 正樹	(令和6年6月25日現在)

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

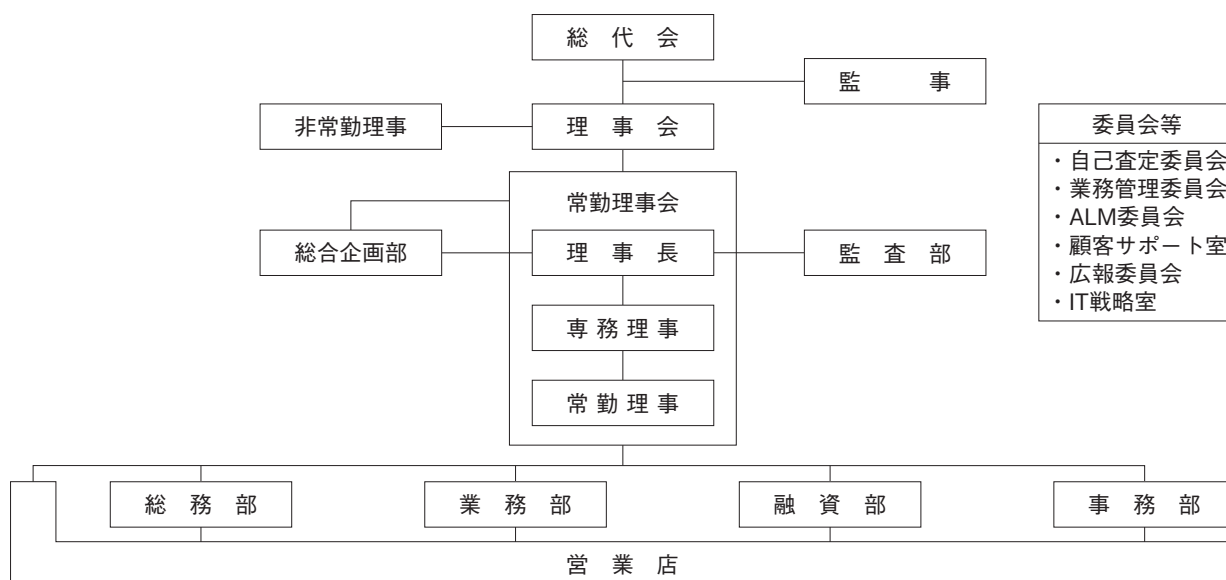
### ●職員数の推移

区 分	令和4年度	令和5年度
男性職員	66人	64人
女性職員	48人	52人
合 計	114人	116人

## 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人(令和6年3月末現在)

## 組織図



## 営業地区一覧

千代田区・中央区・台東区・港区・世田谷区・新宿区・渋谷区・目黒区・豊島区・墨田区・江東区・文京区・中野区・大田区・品川区・杉並区・練馬区・板橋区・北区・荒川区・足立区 以上21区

## 総代会及び総代

- ・信用組合は、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。
- ・組合員は、総会を通じ議決権を行使することにより経営に参加することになります。
- ・当組合では、最高意思決定機関として、総会に代わる総代会を設けております。
- ・総代会は、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分案の承認、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。
- ・総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っており、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。任期は3年で、就任年齢は満85歳未満、最高年齢87歳をもって任期満了としております。尚、定数は地区別に決められており、全体で100人以上110人以内となっております。

## 総代の属性別構成比

(令和6年6月25日現在)

### 職業別

個人 0.93%      個人事業主 22.42%      法人役員 76.63%

### 年代別

50代 17.75%      60代 24.29%      70代 36.44%      80代 21.49%

### 業種別

製造業 13.20%      建設業 22.64%      情報通信業 1.88%      運輸業 4.71%  
卸売業、小売業 22.64%      不動産業 20.75%      学術研究、専門・技術サービス業 0.94%  
飲食業 5.66%      生活関連サービス業 1.88%      教育、学習支援業 0.94%      その他の産業 4.71%  
(注)業種別は、個人事業主、法人役員のみ記載しております。

## 第74期 定時総代会

令和6年6月25日に東天紅 上野店にて開催され、総代107名のうち、107名(うち、委任状出席41名)が出席され、全議案が可決・承認されました。

報告事項 第73期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件

決議事項 第1号議案 第73期剰余金処分案の承認に関する件  
第2号議案 第74期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件  
第3号議案 理事退任に伴う新理事選出に関する件  
第4号議案 第74期役員報酬に関する件  
第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件



第1区(本店営業部の所轄地域) 定数11名・総代数11名  
 江本 篤哉(6) 大溝 武(7) 久保田俊一(2) 小林 秀行(1) 佐藤 友行(4)  
 土屋 憲夫(4) 寺村 満夫(1) 橋本 靖博(1) 水野 孝則(2) 室岡 秀雄(7)  
 横山 第悟(1)

第2区(世田谷支店の所轄地域) 定数14名・総代数14名  
 赤池 宗孝(5) 猪又 秀雄(9) 小川 洋子(2) 金田 修一(2) 黒澤 徹也(4)  
 小池 晴彦(1) 河野 保(4) 小松 信二(1) 島田 秀考(15) 中嶋 嘉章(5)  
 福本 金保(12) 村井 良行(3) 山田 喜芳(1) 吉田 昌史(2)

第3区(三筋町支店の所轄地域) 定数8名・総代数8名  
 青戸昭太郎(7) 市川 隆一(1) 伊藤 友厚(1) 今泉 泰一(2) 河村 尚男(2)  
 佐伯 良美(2) 塚田 洋子(4) 畑中保比古(1)

第4区(東長崎支店の所轄地域) 定数9名・総代数9名  
 岩崎 恵弘(4) 熊谷 茂(2) 武井 一也(5) 武川 和義(11) 鶴岡 丈夫(4)  
 成井 秀男(8) 細川 貴之(2) 望月 巖(4) 吉田 清(6)

第5区(渋谷本町支店の所轄地域) 定数14名・総代数14名  
 一角 泰雄(3) 大場 秀夫(6) 岡田 一郎(7) 小池 茂男(4) 佐藤 隆樹(1)  
 杉本 恭一(4) 田村 豊也(11) 中村 尚行(1) 成田 稔(1) 平松 邦明(3)  
 廣田 和英(2) 藤咲 昌一(2) 水柿 五子(4) 山口 伸一(2)

第6区(大森支店の所轄地域) 定数11名・総代数10名  
 奥居耕太郎(6) 小牧のり子(2) 酒井 和夫(7) 菅原 勇継(6) 鈴木 英男(6)  
 建石 則章(9) 波多野都喜男(4) 伏見 健一(1) 森田 基敬(4) 吉川 康仁(4)

第7区(十条支店の所轄地域) 定数10名・総代数10名  
 飯塚 信男(2) 市川英一郎(5) 栗田 哲明(1) 幸村 秀範(4) 竹内 忠雄(2)  
 野口 武彦(7) 灰原 義夫(17) 林 秀博(4) 星野 和吉(9) 村上 平治(12)

第8区(西新井支店の所轄地域) 定数15名・総代数14名  
 内田 巖(5) 小林 一光(2) 小柳 達雄(1) 清水 健治(1) 清水 忠勝(13)  
 志水 正明(9) 関 邦次(2) 高井 良子(2) 土田 恭宏(1) 中田 清政(1)  
 藤川 重郎(6) 丸山 博久(4) 吉田 則行(1) 和智 利実(1)

第9区(下板橋支店の所轄地域) 定数8名・総代数7名  
 石川 雅章(2) 尾崎 英幸(11) 桐生 紘一(10) 寺門 孝史(4) 日置 一夫(12)  
 間瀬 晴之(4) 渡部 和美(4)

第10区(舎人支店の所轄地域) 定数10名・総代数10名  
 秋田 博之(2) 岩野 亮一(3) 影山 孝(2) 片桐 明(1) 久野 茂(6)  
 品川 久則(3) 俵谷 幸喜(5) 宮坂 志郎(2) 村上 文教(3) 米澤 良次(1)

合計 総代定数110名 総代数107名  
 (注)氏名の後に就任回数を記載しております。

## 理事会・総代会・検査事項等

令和5年4月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 第73期事業計画並びに収支予算案に関する件 自己査定結果報告及び一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金計上額に関する件 定時総代会開催日時及び開催場所に関する件 令和4年度コンプライアンス・プログラム実施状況報告並びに令和5年度コンプライアンス・プログラムに関する件
令和5年5月29日	定例理事会 決議事項	定時総代会開催に関する件 第72期事業報告及び計算書類等(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、附属明細書)の承認に関する件 組合員除名に関する件 出資加入承認に関する件 出資証券不発行(ペーパーレス化)に関する件
令和5年6月8日		全国信用協同組合連合会より、大森支店が、国庫金振込事務・歳入復代理店事務の取扱いについて、検査を受ける。
令和5年6月22日	臨時理事会 協議事項	理事長選定の件 専務理事選定の件
令和5年6月22日	定時総代会 報告事項 決議事項	第72期事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件 第72期剰余金処分案の承認に関する件 第73期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件 組合員法定脱退に関する件 理事任期満了につき改選に関する件 第73期役員報酬に関する件
令和5年6月23日	定例理事会 決議事項	令和5年度役員報酬に関する件 出資加入承認に関する件 給与規程・職務手当金額表の改定に関する件 償却・引当計上基準書の改定に関する件
令和5年7月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和5年8月29日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 令和5年度第1四半期実績分析の結果に関する件
令和5年9月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 償却・引当計上基準書の改定に関する件 資格規程の改定に関する件
令和5年10月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本規程等の改定に関する件
令和5年11月10日		全国信用協同組合連合会より、渋谷本町支店が、国庫金振込事務・歳入復代理店事務の取扱いについて、検査を受ける。
令和5年11月28日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 令和5年度上期における貸出金分析に関する件 嘱託取扱規程の改定に関する件 就業規則の改定に関する件
令和5年12月13日		全国信用協同組合連合会より、事務部・下板橋支店が、国庫金振込事務・歳入復代理店事務の取扱いについて、検査を受ける。
令和5年12月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 規程(就業規則、給与規程、資格規程、資格要件書、資格手当金額表、職務手当金額表、嘱託取扱規程、人事考課規程)の改定に関する件 文書保存規程の改定及び電子取引データの保存及び訂正・削除の防止に関する事務処理規程の制定に関する件
令和6年1月25日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 規程(資金運用基準、償却・引当計上基準書)の改定に関する件
令和6年2月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 金融商品に係る勧誘方針の改定に関する件 経営者保証への対応方針、融資規程の改定に関する件 就業規則、リフレッシュ及びシーズン休暇規程の改定に関する件
令和6年3月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 出資金期末脱退承認に関する件 令和6年度～令和8年度中期経営計画の概要に関する件 令和6年度事業計画策定に関する件 不良債権償却に関する件 雇用管理に関する個人情報保護取扱規程の改定に関する件 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)及び、特定個人情報保護取扱規程の改定に関する件

# 報酬体系について

## 1. 対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a：決定方法 b：支払手段 c：決定時期と支払時期

### (2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	34,464	50,000
監事	7,632	8,000
合計	42,096	58,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)は36,824千円です。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「お客様(組合員)ファースト」の精神のもと、お客さまの満足度向上に努め「地域密着」「顧客密着」「健全経営」の経営理念に基づき、地域の「生活総合相談センター」となることで、お客さまから選ばれ役に立つ金融機関を目指しています。

当組合は金融商品の販売においても、この経営理念を実践するため、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定・公表し、お客さまの更なる信頼にお応えするため、役職員全員でこの方針を共有・実践してまいります。

### 1. お客さまの最善の利益の追求

当組合は、常にお客さまにとって最善の利益を追求するために、誠実かつ公正な姿勢で行動するとともに、お客さま本位の金融商品やサービスを提供してまいります。

当組合は、お客さまからのご相談・要望・苦情等に誠意をもって対応いたします。また、アフターフォローを通じて、適切な情報提供やアドバイスを行ってまいります。

### 2. 手数料の明確化

当組合が取り扱う金融商品については、お客さまが負担する手数料、その他の費用の透明性向上に努め、「手数料一覧表」をホームページや店頭に掲示し、また、資料等によりお客さまに分かりやすくお伝えしてまいります。

### 3. 重要な情報の分かりやすい提供

当組合は、金融商品の内容やリスク・取引条件などの情報について、お客さまが十分に理解できるよう、丁寧に説明を行ってまいります。

金融商品やサービスの提案・販売を行う場合には、お客さまの金融商品に対する知識、経験、財産等の状況を踏まえ、お客さま一人ひとりに合った、親切丁寧で分かりやすい説明を行ってまいります。

### 4. 「お客さま本位」を実践するための人材育成

お客さまからの信頼を最優先に考え、当組合職員に対してコンサルティング力・マネジメント力の強化に資する教育や研修を行い、人材育成に努めてまいります。

お客さまのニーズや利益に真に合う営業活動を評価するとともに、業績評価へ反映させてまいります。

○お客さま本位を実践するための人材育成の一環として、「コンサルティング力強化研修」及び「マネジメント力強化研修」を実施いたしました。



## コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域における協同組織金融機関として、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として捉え、役職員一人ひとりが、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことに努めております。

当組合では、本部に業務管理委員会を設置し、営業店には「コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス担当者」を配置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス・プログラム(コンプライアンス年度計画)の実践等、役職員が一丸となって取組んでおります。

## リスク管理態勢

金融の自由化・グローバル化等の進展により、金融業務はますます多様化且つ複雑化し、金融機関経営において信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどのリスク管理については経営上、重要な課題の一つと位置づけ、「健全性の維持」と「収益性の向上」双方のバランスのとれた経営を目指しております。

当組合では、地域の皆様から信頼される金融機関であり続けるためにリスク管理態勢の充実に努めております。

### ●信用リスク管理

融資審査にあたっては公共性、成長性、安全性、収益性、流動性の5原則を踏まえ、お取引先の実態把握と財務分析による厳正な審査と、業種別、金額階層別、資金用途別ポートフォリオ管理を強化し、リスクの分散を図っております。

### ●市場関連リスク管理

為替・金利・株価などが変動することにより損失が発生するリスクを市場関連リスクといいます。ALMシステムを活用しリスクの把握・分析を行うとともに適切なリスク管理に努めております。

### ●流動性リスク管理

支払準備資金の確保等資金繰りを重要なリスク管理として位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

### ●事務リスク管理

正確・迅速且つ効率的な事務処理を行うため、役職員の事務リスクに対する意識を高め、事務水準の向上、業務運営の適正化を図っております。

監査部による内部監査の実施、営業店における部店内監査の毎月実施と報告等により不正や過誤の防止に努めております。

### ●システムリスク管理

コンピュータシステム等を安全稼働させるため、障害などを未然に防止する態勢の充実に努めております。

また、コンピュータの不正使用、データや情報の流失等の防止についても適切な管理を行っております。

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応

当組合は、グローバル化するマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクに対応するため、リスクに最初に直面する営業部門を第1の防衛線、対策の整備・周知、研修等の機会の提供や、相談対応等のサポート態勢を担う管理部門を第2の防衛線、独立した立場で実効性を監査する役割を担う監査部門を第3の防衛線として、組織的にマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク低減に努めております。

## 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会的責任の役割を果たすとともにコンプライアンスのより一層の徹底を図るため、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力への対応として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、その基本方針の下、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しても確固たる態度で対応するなど、反社会的勢力への対応管理態勢の強化に努めております。

これにより、お客様が当組合の組合員となる場合、ご預金をご契約いただく場合、ご融資をお受けになる場合において、反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいております。お客様には、取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを尚一層強化してまいります。

## 個人情報保護の取組み

当組合では、個人情報保護を当組合の重要事項と捉え、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令等を遵守してお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性、機密保持に努めております。

個人情報につきましては、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、適切に管理しております。

## 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合は、お客様からの苦情等については、「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」で受け付けております。お客様からのお申し出については、金融ADR制度（Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客様の信頼の向上に取り組んでおります。

### ○当組合へのお申出先

「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」をお願いいたします。

住所、電話番号については、「お客様お取引店舗」は54頁の「店舗一覧」をご覧ください。「総務部（相談窓口）」は以下の通りです。

名称	住所	電話番号	受付時間
総務部（相談窓口）	〒170-0011 豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0177	9:00～17:30 土・日・祝日および金融機関休業日を除く

### ○当組合以外のお申出先

苦情等のお申し出は当組合のほか、他の機関でも受け付けております。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-0031	9:30～12:00、13:00～16:00 月～金（祝日および年末年始を除く）
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3595-8588	10:00～12:00、13:00～16:00 月～金（祝日および年末年始を除く）
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-2249	9:30～12:00、13:00～17:00 月～金（祝日および年末年始を除く）

（注）上記センターで紛争の解決を図ることも可能です。「お客様お取引店舗」または「総務部（相談窓口）」、「東京都信用組合協会」、「しんくみ相談所」へお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もございます。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当る。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京都信用組合協会	〒104-0031 中央区京橋 1-9-5	03-3567-6211	9:00～16:30 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）
しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）	〒104-0031 中央区京橋 1-9-5	03-3567-2456	9:00～17:00 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）
そんぼADRセンター （一般社団法人 日本損害保険協会）	〒101-8335 千代田区神田淡路町 2-9	0570-022808	9:15～17:00 月～金（祝日及び年末年始を除く）

## 地域密着型金融の取組み

### 当組合の 地域密着型金融の 基本方針

当組合は「地域の中小企業の発展、地域住民の経済力の向上、地域の繁栄」に寄与することを経営方針に掲げ、地域社会の「生活総合相談センター」を目指し、地域密着型金融の実現に向けて以下の3項目を重点課題として取組んでおります。

### I. 地域金融の円滑化

#### 1. 地域のお客様のニーズに則した資金提供

##### (1) 新型コロナウイルス感染症対応融資（保証協会・各区制度融資）の推進

(令和5年度) 新型コロナウイルス感染症対応融資 142件 1,596,025千円実行

##### (2) 起業・創業をお考えの方を対象とした「創業サポートローン」・「女性・若者・シニア創業サポートローン」の推進

(令和5年度) 創業資金 12件 54,500千円実行

##### (3) 事業性のお借入れについて資金繰り緩和をお考えの方を対象とした「サンクスサポートローン」の推進

(令和5年度) サンクスサポートローン 2件 17,000千円実行

##### (4) 日本政策金融公庫との協調融資の推進

(令和5年度)  
日本政策金融公庫との協調融資 1件 39,000千円実行  
(内、当組合実行分 16,000千円実行)

##### (5) 「人」・「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」の推進

(令和5年度) 事業性評価ローン 3件 26,233千円実行

##### (6) 「住宅ローン」「リフォームローン」等住宅関連資金、「ハッピーライフローン」、「まとめちゃ王」及び「フリーローン」等提携保証付融資等の個人ローン推進

(令和5年度)  
(1) 住宅関連資金 7件 146,800千円実行  
(2) 消費ローン 335件 470,879千円実行

##### (7) 当組合と「職域サポート契約」を締結していただいた事業所の方を対象とした、「職域サポートローン（消費資金）」等の推進

(令和5年度) 職域サポートローン 18件 16,884千円実行

## 2. 顧客支援の取組み

コンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の課題を把握・分析し、最適なソリューションを提案・実行する事で、地域活性化に貢献してまいります。

(1) 課題解決に向けた本業支援活動の実施（売上向上支援、補助金・助成金の活用、事業性評価等）

（令和5年度）

(1) 売上向上支援 48件

(2) 補助金・助成金の申請支援 14件（申請の内、交付決定 6件）

(3) 事業性評価シートの作成件数 29件

(2) 外部支援機関（商工会議所、事業承継・引継ぎ支援センター、(株)トランビ、よろず支援拠点等）及び外部専門家（各種士業・専門人材等）との連携による課題解決支援の実施

（令和5年度） 64件

(3) 財務改善支援による経営改善計画策定の実施

（令和5年度） 56先

## 3. 融資対応力の向上

お客様からの融資相談に的確にお応えするため、内部研修の実施及び外部研修への職員派遣等により融資知識、融資スキル等の融資対応力の向上を図っております。

○ 渉外係を対象として税理士法人による「コンサルティング力強化研修」を実施致しました。



○ 若年層の職員を対象として財務知識の向上を図るため、税理士法人による「財務基礎研修」を実施致しました。



## II. 情報開示と顧客満足度の向上

### 1 組合の経営情報の開示

経営内容を正確にお伝えするため、地域やお客様に対し、積極的に情報発信してまいります。

### 2 お客様の声を経営に反映させる態勢の構築

お客様のご意見、ご要望をお聞かせいただきながら、お客様がご利用しやすい組合づくりに努めてまいります。

### 3 各種取組による顧客満足度の向上

お客様の満足度向上のため、各種取組を通じ、お客様のニーズにお応えすると共に、お客様本位の業務運営に努め、顧客満足度の向上に繋げてまいります。

#### (1) 子育て中のご家族、年金をお受け取りの方々への優遇商品の提供

The image shows three promotional posters for savings products from All Nippon Credit Union. The first poster is for 'Family Savings' (ファミリー積金) with a 2x interest rate. The second is for 'Premium Savings' (プレミアム積金) also with a 2x interest rate. The third is for 'Annuity Withdrawal' (年金お受取りの皆様へ) with interest rates of 0.175% and 0.095%.

#### (2) 地元行事・学校関係・趣味の会等の絵画・書道展やイベント等の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、見送られていた地元行事等も再開され、行事やイベントへ参加できるようになりました。



(3) 「年金旅行」の実施及び「年金友の会 誕生会」の開催



第41回年金旅行  
初秋の甲州路と甲州シャインマ  
スカット狩りの旅

年金友の会  
実施の様子

年金友の会  
「ちぎり絵アート」

(4) 若手経営者の会である「さかえ会」の活動の充実

若手経営者を対象とし、次世代組合員の組織化や相互の親睦を図り、事業発展を目的とした「さかえ会」は第9回総会を迎えることができ、プレゼン発表会及び懇親会を開催し、親睦を図りました。



(5) 地域物産展の開催

新型コロナウイルス感染症等の影響により、実施できませんでした。

(6) 生活総合相談センターの態勢強化

お客様からのご相談にタイムリーにお応えするため、公認会計士・税理士、弁護士、司法書士とアドバイザー契約を結び、相談態勢の強化を図っております。

### Ⅲ 顧客保護の徹底

#### 1. 顧客保護等管理態勢の構築

顧客保護等管理方針を役職員全員が認識・徹底して、説明責任態勢の強化等、お客様からの信頼を確保するための取組みに努めております。

#### 顧客保護等管理方針

##### 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、法令等という。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、商品等という。）を利用し又は利用しようとする方（以下、お客様という。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するための取組みを継続的に行ってまいります。

##### 2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行ってまいります。

##### 3. お客様からの相談、苦情等の対応について

当組合は、お客様からの相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保することにより、当組合の事業についてお客様の理解が得られるよう努めてまいります。

##### 4. お客様の情報管理について

(1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様に提示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。

(2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じてまいります。

##### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱い及びお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先の管理を徹底してまいります。



# 全東栄信用組合 SDGs宣言

全東栄信用組合は、「地域密着経営の徹底」・「顧客密着経営の徹底」・「健全経営の徹底」を経営理念に掲げ、地域金融機関として、地域中小企業の経済力の向上、地域住民の生活の向上、地域社会の繁栄に寄与するため、絶えず考え行動し、地域のためになくはならない組合になることを目指して取組んでまいりました。

当組合の取組みは、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と合致するものと考え、SDGs宣言を致します。

令和6年1月4日  
理事長 高橋 正次

## 全東栄信用組合「SDGs」への具体的な取組み

### 1. 【地域活性化への取組み】

- 事業性評価に基づく融資・支援の推進
- 創業支援
- 経営改善支援（中小企業診断士との支援等）
- 日本政策金融公庫等との協調・連携
- 外部支援機関との連携
- 事業承継支援
- 信用組合業界との連携



### 2. 【地域社会への貢献のための取組み】

- 認知症サポーターの養成
- 各種地域行事への積極的参加
- しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈
- 高齢者への金融サービス提供（年金定期等）
- マネロン・テロ資金供与対策におけるリスク管理態勢の強化
- 献血運動への参加
- 職域サポート制度による勤労者支援に向けた取組み
- 振込詐欺被害の未然防止に向けた取組み
- 地域見守り活動（こども110番）の実施



### 3. 【地域環境保全への取組み】

- クールビズの実施
- ペーパーレス化の推進
- LED照明導入による省電力化



### 4. 【人材育成への取組み】

- 各種検定試験・資格取得の奨励及び研修の実施
- 時間外勤務削減や有給休暇取得向上に向けた働き方改革の推進
- 女性活躍推進法に基づく対応  
(育児休業の充実・女性管理職比率の引上げ・女性渉外の配置)



## 地域の活性化のための取組み状況

当組合は、東京都区部21区（葛飾区、江戸川区を除く）を営業地区とし、地元の中小・小規模事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、地域中小企業の事業の発展や地域住民の生活の向上に寄与し、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の発展や文化の向上に積極的に取組んでおります。

### I. 中小企業の経営支援に関する取組み

○事業者支援のための新現役交流会が令和5年9月14日（木）と令和6年2月21日（水）に開催され、当組合のお取引先事業者様2社にご参加いただきました。



○2023しんくみ食のビジネスマッチング展・食の商談会が開催され当組合取引事業者様5社にご参加いただきました。





## 主要な事業の内容

### A. 預金業務

#### (イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。

#### (ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

### B. 貸出業務

#### (イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

#### (ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

### C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### E. 附帯業務

#### (イ) 債務の保証業務

#### (ロ) 有価証券の貸付業務

#### (ハ) 国債窓販業務

#### (ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

#### (ホ) 東京都の公金取扱業務

#### (ヘ) 株式払込金の受入保管業務

#### (ト) 保護預り及び貸金庫業務

#### (チ) 損害保険及び生命保険の窓販取次業務

#### (リ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

### 休眠預金の取り扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行され、これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを行っております。ホームページにも電子公告として「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載しておりますので、お心当たりのある方は、過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降の最後のお取引から10年以上お取引がない預金と定期積金が休眠預金となります。(障害のある方のマル優の適用預金などは対象外となります。)
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときは、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年経過する日までに、休眠預金として預金保険機構に納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の支払い請求ができます。

## 営業案内

### 【ご預金のご案内】

種類	期間その他	お預入れ額	特 色
総合口座 定期性総合口座	出し入れ自由 (お取扱いは個人のみ)	1円以上	1冊の通帳で「入金・貯める・借りる」の取引ができる便利な口座です。 定期預金・定期積金をセットすることで、定期預金・定期積金の残高の90%以内(最高300万円)までご融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	1円以上	手軽に出し入れでき、家計簿、出納簿代わりに使えます。公共料金等の自動支払い・キャッシュカード・デビットカードなど便利な機能がついています。 組合員の方で、当組合で住宅ローンやカードローン、年金のお受取り、給与のお振込み、国民年金保険料のお引落しなどをご利用されている方に優遇金利を適用しております。
無利息型普通預金	出し入れ自由	1円以上	預金保険制度における決済用預金の条件を満たす無利息の普通預金です。
後見制度支援預金	家庭裁判所の発行した「指示書」に基づき、お預入れ、お引出しを行います	1円以上	後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常の支払をするのに必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するもので、後見開始の審判を受けた方の財産を適切に管理・利用することを目的とした預金商品です。
貯蓄預金	出し入れ自由 (お引出しの際I型は1ヶ月に6回目から手数料がかかります)	I型基準残高 30万円以上 II型基準残高 10万円以上	I型・II型のいずれかをお決めいただき、その基準残高に応じた金利が適用されます。 普通預金よりも適用金利を高め設定し貯蓄性もかねそなえた預金です。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用出来ません。
当座預金	出し入れ自由	1円以上	小切手、手形をご利用いただける預金です。商取引代金のお支払いに便利で安全です。
納税準備預金	ご入金自由、お引出しは納税時	1円以上	納税に備えてお預けいただく預金です。 納税の目的でお引出しの場合には、お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	5,000円以上	短期間(7日以上)にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払出しは払出日の2日前までにご連絡が必要となります。
スーパー積金	1年以上 5年以内	原則5,000円 以上	目標の実現や、イザというときの備えに毎月積立てていく商品です。 集金にもお伺い致します。
子育て応援 「ファミリー積金」	1年以上 5年以内	原則5,000円 以上	18歳未満のお子様を扶養する親権者を対象に、店頭表示金利の2倍の金利でお取扱しております。
プレミアム積金	1年以上 5年以内	原則10,000円 以上	当組合で年金をお受取りの方を対象に、店頭表示金利の2倍の金利でお取扱しております。
大口定期	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円 以上	1,000万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。
期日指定定期	最長3年	100円以上300 万円未満	個人を対象とした1年複利の預金です。期間は最長3年で据置期間1年を経過すると満期日を指定することができ、預金の一部解約も可能です。
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満	固定金利で、まとまった資金の運用に適した預金です。
ことぶき定期	1年	1,000万円まで	当組合で年金をお受取りの方を対象に、金利を上乗せしてお取扱しております。
退職金定期 「悠々ライフ」	6ヶ月 1年	300万円以上 退職金範囲内	退職金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
相続定期預金	1年	100万円以上	相続されたご預金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
ステップアップ定期	最長5年	1万円以上 1,000万円未満	半年複利で、長く預けるほど金利がアップします。
変動金利定期	1年以上 3年以内	100円以上	お預入れ日から6ヶ月ごとに適用金利を見直し、その時々金融情勢に応じた金利が適用されます。
しんくみ相続信託 (オリックス銀行提携商品)	30年	100万円以上 500万円以内	遺言代用信託(元本保証型合同運用指定金銭信託)でご契約者様の資産運用と管理を行い、お亡くなりになられた際には、配偶者などの相続人様にスムーズに資産を引き渡すことが出来ます。

預金等の保護について	預金等の分類	保護の範囲(平成17年4月以降)
金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息等となっております。	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等
	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外(預金保険の対象外)
(注) 1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。 2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)		

## 営業案内

### 【ご融資のご案内】

#### ●個人ローン

種 類	特 色	融資金額	期 間
住宅ローン	団らん	100万円～1億円	35年以内
	団らん (全国保証(株保証付))	100万円～1億円	2年以上 35年以内
リフォームローン	快適くん	100万円～500万円以内 500万円超～1,000万円	10年以内 20年以内
	ワイド・プレミアム、ワイド (全国しんくみ保証(株保証付))	ご自宅の増改築、修繕等リフォームをお考えの方に ご利用いただけるローンです。	100万円～1,000万円
ゆとりローン	住宅ローン、賃貸用住宅資金をご利用の方及び同居家族の方の消費資金にご利用いただけるローンです。	300万円以内	7年以内
ハッピーライフローン	定期積金をご契約の方にご利用いただけるローンです。	30万円～100万円	1年以上 5年以内
おまとめローン (まとめちゃ王)	他の金融機関、信販、クレジット等でお借入している消費資金を一本化したとお考えの方に ご利用いただけるローンです。	300万円以内 300万円超～500万円以内	1年以上7年以内 1年以上10年以内
カードローン	いつでも、カード1枚でお気軽に利用できるローンです。極度額の範囲内で反復してご利用いただけます。	30万円～500万円	1年 自動更新
カーライフローン	マイカー購入、運転免許取得資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円	10年以内
フリーローン	お使い道自由なローンです。	10万円～1,000万円	10年以内
目的ローン	結婚資金等目的に応じてご利用いただけるローンです。	10万円～500万円	10年以内
奨学ローン	受験・入学・在学費用を必要とする方に ご利用いただけるローンです。	10万円～1,000万円	15年以内

#### ●事業者向け融資

種 類	特 色
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の資金化にご利用いただけます。 手形貸付……運転資金など短期のお借入にご利用いただけます。 証書貸付……設備資金など長期のお借入にご利用いただけます。
長期設備ローン	機械設備の購入や店舗・工場等の建設資金にご利用いただけます。
不動産関連ローン	資産活用のためのアパート・マンションの新築・増改築資金にご利用いただけます。
都・区制度融資	東京都・区が取扱う中小企業向けの制度融資です。
楽ラク・サポートローン	借入金を一本化して毎月の返済額軽減をお考えの事業者の方に ご利用いただけるローンです。
創業サポートローン	起業をお考えの方を対象とした融資です。
女性・若者・シニア創業サポートローン	起業をお考えの女性・若者・シニアの方を対象とした融資です。
しんくみビジネスローン (東京都しんくみパートナーズ 部分保証型)	金融支援を適切且つ円滑に実施することを目的とした融資です。
成長基盤強化支援資金	環境、健康、研究開発、創業・雇用・事業再生等成長が見込まれる分野への進出をお考えの事業者の方を対象とした融資です。
事業性評価ローン(未来500)	地域の事業者の皆様を対象とした、「人」と「事業」を評価した「事業性評価」融資です。
サンクスサポートローン (株アサクスの保証付)	(株)アサクスと連携した不動産担保融資です。
事業者向け融資 (株クレディセゾン の保証付)	(株)クレディセゾンと連携した事業資金融資です。
日本政策金融公庫との協調融資	当組合と日本政策金融公庫で業務連携・協力して地域の事業者の活性化、地域経済の発展を支援する事を目的とした、事業者の方を対象とした融資です。
事業再生サポートローン	事業用の借入金で弁済に係る負担金の軽減を目的とした条件変更を行っている方で適切な再生計画を策定する等、企業再生をお考えの事業者の方に ご利用いただける融資です。
事業承継サポートローン	安定的な経営権の確保により、事業の承継・集約を行う方、事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取り組みを図る方、中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方等が ご利用いただける融資です。

#### ●代理貸付業務

種 類	特 色
全国信用協同組合連合会	事業ローンのほか住宅ローン、大型ローン等があります。
日本政策金融公庫	一般貸付(運転資金・設備資金)他進学資金があります。
商工組合中央金庫	運転資金・設備資金があります。

## 営業案内

### 【各種サービスのご案内】

種 類	お取扱い内容
為替サービス 給与振込	全国どこでも、安全・確実・スピーディーに振込・送金や手形小切手の取立てをいたします。 毎月の給与やボーナスが、一度の手続きで、自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
年金自動受取	一度の手続きで、大切な年金が、お受取日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。 当組合で年金をお受取りのお客様には日帰り旅行、誕生日プレゼント、ことぶき定期のお取扱いなど特典がございます。 ※受取請求手続、指定替え、もらい忘れ等年金についてのご相談はどんなことでもお引受けいたします。
公共料金等 自動支払サービス	月々の公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK等)・各種税金・保険料等をご指定の口座から自動的にお引落しいたします。
キャッシングサービス	クレジットカード(JCB・※しんくみピーターバンカード等)によるキャッシングサービスをお取扱いいたします。
自動貸金庫	お客様の大切な預金証書や重要書類、宝石などの貴金属を火災、盗難からお守りし、安全に保管いたします。
ATM	当組合のキャッシュカード・ローンカードは、全国のMICS加盟提携金融機関のATMでご利用いただけます。 当組合のキャッシュカードは、ゆうちょ銀行のATM、セブンイレブン、ビューカード等に設置されているATMでもご利用いただけます。(法人カードは他金融機関ではご利用できません) ご利用時間 平日 8:00~21:00 土曜、日曜、祝日 8:00~21:00
デビットカード	当組合のキャッシュカードは、デビットカードとしてご利用いただけます。
でんさいサービス	手形・小切手に代わる資金決済サービスです。 「でんさいネット」を通じて、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラで、譲渡や割引(電債割引)も行えます。
法人インターネットバンキングサービス	24時間ご利用が可能です。残高確認、入出金明細の照会、振込振替・給与振込のお手続きがご来店いただくことなく行えます。また、Pay-easy(ペイジー)マークが表示された税金等の払い込みが行えます。
しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	口座振替の申込手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了する「しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を取扱っております。キャッシュカード持参のうえPay-easy(ペイジー)マークと当組合の表示のある収納機関窓口でお申し込みください。金融機関の休日でも手続きを済ませることができ、手数料は無料です。 *利用方法 ・収納機関窓口で当組合のキャッシュカードを提示 ・口座振替契約の内容を確認し、端末機にキャッシュカードを通し暗証番号を入力 ・口座振替契約確認書を受け取り、手続き完了
BankPay(バンクペイ)サービス	Bank Pay(バンクペイ)とは、日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。
J-Coin Pay(ジェイコインペイ)サービス	J-Coin Pay(ジェイコインペイ)とは、みずほ銀行が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。 同サービスで手数料無料で10万円以下の小口振込が可能な「こたら送金サービス」も利用可能です。
ダイレクト納付サービス	ダイレクト納付とは、e-Tax(国税電子申告・納税システム)により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続です。
Web口座受付サービス	お客様が収納企業へのお支払方法として「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスです。
PayPay(ペイペイ)サービス	PayPay(ペイペイ)とは、ヤフージャパンとソフトバンク株式会社が母体となって提供するオンライン決済サービスです。
しんくみアプリwithCRECOサービス	お客様向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちのお客様はどなたでも無料で普通預金の残高・入出金明細等を手軽にご確認いただけるサービスです。

#### ※しんくみピーターバンカードとは

オリエントコーポレーションとの提携による社会貢献機能を有するクレジットカードです。ピーターバンカードの利用代金の0.5%が「信組業界の選定したチャリティ関連団体」や「ロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティ」に寄付されます。

## 現金自動機器設置状況

ATM(現金自動預け払い機)	
全店(店内)	13台

## 貸金庫設置状況

店 名	自動貸金庫
世田谷支店	156函
三筋町支店	54函
東長崎支店	108函
渋谷本町支店	154函
大森支店	108函
十条支店	156函
西新井支店	154函
下板橋支店	100函
舎人支店	154函
合 計	1,144函

# 諸手数料のご案内

(令和5年3月7日現在)

## 振込手数料

組合員	自店宛		165
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
	他金融機関宛	5万円未満	577
5万円以上		770	
非組合員	自店宛		220
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
	他金融機関宛	5万円未満	632
5万円以上		825	
その他	振込戻戻料		880

## 視覚障がい者等の優遇手数料

組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
	他金融機関宛	5万円未満	357
5万円以上		550	
非組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
	他金融機関宛	5万円未満	412
5万円以上		605	

## ATM振込手数料

組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
	他金融機関宛	5万円未満	385
5万円以上		605	
非組合員 (他行カード含む)	自店宛		110
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
	他金融機関宛	5万円未満	440
5万円以上		660	

## 定額自動送金手数料

組合員	自店宛		110
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
	他金融機関宛	5万円未満	577
5万円以上		770	
非組合員	自店宛		165
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
	他金融機関宛	5万円未満	632
5万円以上		825	

## 代金取立・その他手数料

電子交換	当組合本支店含む	880
個別取立	電子交換所に参加しない金融機関を支払い場所とする手形・小切手等	1,210
	不渡手形返却手数料	990
その他	取立手形戻戻料	990
	取立手形店頭呈示料	990

## 貯蓄預金

支払回数超過手数料	110
スイング手数料	無料

## 文書振込手数料

取扱は付帯物付の場合のみ	5万円未満	440
	5万円以上	660

## ATM利用手数料

当組合カード お引出し	曜日	時間	手数料	時間	手数料
	平日	8:00~21:00	無料		
		8:00~14:00	無料	14:00~21:00	110
	日・祝日	8:00~21:00	110		
8:00~18:00		110	18:00~21:00	220	
提携金融機関カード お引出し・ご入金 (入金ネット)	曜日	時間	手数料		
	平日	8:00~21:00	220		
		8:00~21:00	220		
	日・祝日	8:00~21:00	220		
8:00~21:00		220			

\*当組合カードでのご入金は全て無料です。  
 \*入金ネットは相互入金業務協議会に加盟する第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫の参加金融機関相互間のATMにて入金ができるサービスです。  
 \*「しんくみお得ねっと」加盟信用組合のカードは下記時間内にご利用いただくと無料になります。  
 平日：8:45~18:00 土曜日：9:00~14:00

## 証書貸付手数料

全額繰上返済	平成27年12月1日から令和4年4月30日までに実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年未満	融資残高×1.5%
	令和4年5月1日以降実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.0%
		融資日より5年以上	融資残高×0.5%
		融資日より3年未満	融資残高×2.0%
上記以外の融資	融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.5%	
	融資日より5年以上	融資残高×1.0%	
	融資日より3年未満	11,000	
	融資日より3年以上5年未満	6,600	
融資日より5年以上	3,300		
返済方法等の条件変更(1件につき)			5,500
現貨決済資金・一本化資金の実行(実行件数1件につき)			5,500
一部繰上返済(1件につき)			5,500

## その他融資手数料

割引手形	割引手形事務手数料(手形1枚につき)	330
債務保証・代理貸付	債務保証料(保証料率と保証金額に応じて)	所定額
	各種手数料	所定額
不動産担保設定・変更等	不動産担保設定事務手数料	都内23区内 上記以外 55,000 77,000
	根抵当権極度額変更・追加担保設定事務手数料	11,000
	不動産担保抹消	5,500
証明書類	資格抄本・印鑑証明書(各1通につき)	1,100

## 発行・再発行手数料

単位：円(消費税込み)

発行	ICキャッシュカード	1,100
	自己宛小切手	550
	残高証明書	220
	利息証明書	220
再発行	証明書(民法909条の2に基づく払戻)(仮払)	220
	通帳・証書	1,100
	出資証券	1,100
	キャッシュカード(MC・IC)	1,100
	ローンカード	1,100
	貸金庫カード	1,100

## その他手数料

株式払込手数料(払込金額×0.25%+消費税)		所定額
自動貸金庫手数料(年間)	Aタイプ	11,000
	Bタイプ	13,200
	Cタイプ	16,500
国債保護預かり手数料(年間)		1,320

## 両替手数料

窓口 (金種指定 支払含む)	1枚~10枚	当組合取引先(注)	無料
	11枚~200枚	上記以外の先	220
		201枚~400枚	330
		401枚~600枚	440
	特別年間手数料		550
両替機	1枚~10枚		100,000
	11枚~200枚		100
	201枚~400枚		200
	401枚~600枚		300
			400

(注)窓口で当組合発行のCDまたは通帳の提示が必要です。

## データ開示手数料

個人情報	氏名、住所、生年月日	左記一括	1,100
	電話番号	1項目につき	550
個人 取引履歴	上記以外の情報		550
	5年以内	1口座毎	1,100
	10年以内		3,300
	10年超		3,300

## でんさい手数料

基本料(月額)		1,100	
発生記録	債務者請求	当組合宛 他金融機関宛	330 660
	債権者請求	当組合宛	330
		他金融機関宛	660
	全額譲渡記録	当組合宛 他金融機関宛	330 660
分割譲渡記録	当組合宛	330	
保証記録	他金融機関宛	660	
変更記録		330	
支払等記録		330	
口座間送金決済中止		550	
支払不能情報照会		3,300	
開示請求	通常開示	330	
	特例開示	3,300	
残高証明発行1件につき(都度発行方式)		4,400	
残高証明発行1件につき(定例発行方式)		2,200	

## ネットバンキング(法人)サービス利用手数料

①振込振替/残高照会	① 月額	1,100
②総合振込/給与・賞与振込	①+② 月額	2,200

\*振込振替、総合振込、給与・賞与振込には、別途振込手数料が必要となります。

## 小切手・約束手形の発行

当座小切手帳代(1冊50枚)	880
当座約束手形帳代(1冊25枚)	1,100
当座約束手形用紙代(1枚)	44
専用当座(マル専)手形用紙代(1枚)	550

## 硬貨入金整理手数料(渉外係の集金も含む)

窓口での 硬貨入金	1枚~500枚	無料
	501枚~1,000枚	550
	1,001枚~1,500枚	1,100
	1,500枚以上	1,000枚ごと 550円加算

\*500枚まで無料のお取扱いは、1日1回までとさせていただきます。  
 \*一日に数回に分けて入金した場合、全て加算した枚数で計算します。  
 \*硬貨計数後にご入金を取り止める場合、入金額を変更される場合も、当初計数した枚数に応じた手数料をいただきます。

## 事業の概況

令和5年度の業績につきましては、預金残高は、相続等による流出により期首比295百万円減少し86,710百万円、貸出金残高は、地域に対する円滑な資金供給の取組みにより期首比72百万円増加し51,654百万円となりました。

一方、収益につきましては、資金の効率的な運用等により業務純益186百万円、当期純利益161百万円となりました。

地域経済を担う私たちのお客様である中小・小規模事業者にとっては、仕入れ価格や労務費の上昇分を価格転嫁できず、収益を圧迫するなど、厳しい状況が続いております。また、私たち信用組合を取り巻く環境も、金融緩和維持により市場金利は低水準で推移し、加えて、ゼロゼロ融資政策後の事業者の資金需要が活発でないなど、収益面での厳しい状況が続いております。

ゼロゼロ融資の返済猶予期間が終了し元金返済が始まっているなかで、人件費の高騰から人材の確保が計画的に進まず、また、後継者難などの理由から廃業に追い込まれる企業も見られます。

今後も事業者への伴走支援活動を強化し、お客様からの潜在的ニーズを引き出すと共に、中小企業診断士やビジネスサポートデスク、東京都中小企業活性化協議会、商工会議所など外部の支援機関を活用し、取引先事業者の企業価値創造を目指した本業支援活動等に注力してまいります。

これからも地域の発展のため、また、お客様の信頼にお応えできるよう、地域になくてはならない金融機関として、役職員一同全力で取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月25日  
全東栄信用組合

理事長 高橋正次

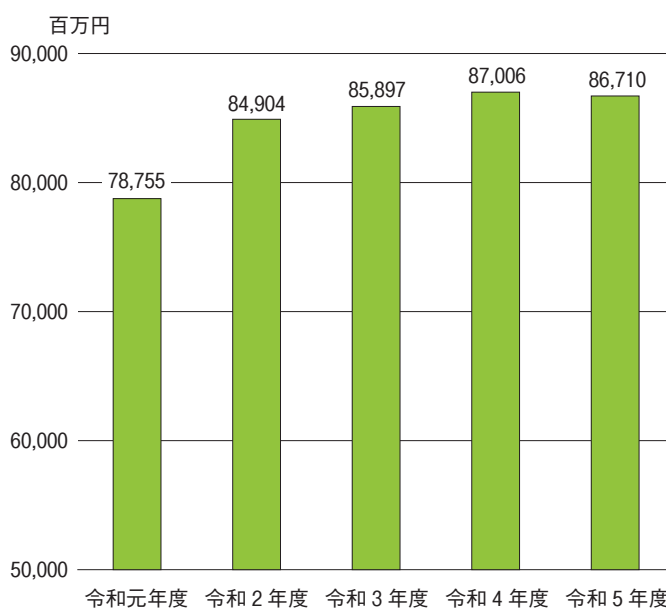
## 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

## 主要な経営指標の推移

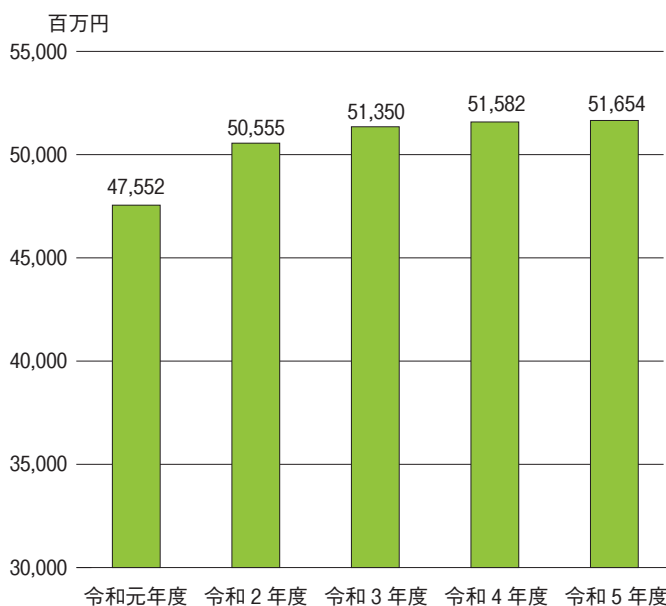
### ●預金積金残高

預金残高は、地域に密着した営業活動により増強に努めましたが、相続等による流出により、令和6年3月末残高は、前期比296百万円減少の、86,710百万円となりました。



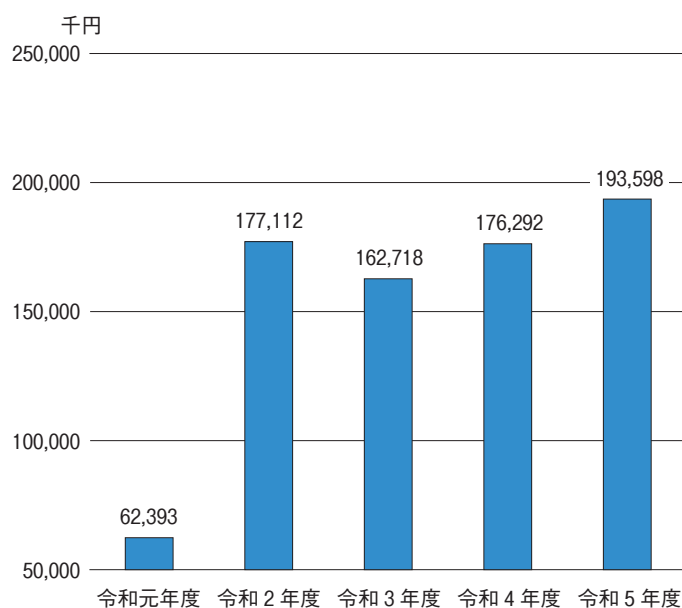
### ●貸出金残高

貸出金残高は、前向きな資金需要等が低迷しているものの、資金繰り支援融資等地域に対する円滑な資金供給に努め、令和6年3月末残高は前期比72百万円増加の、51,654百万円となりました。



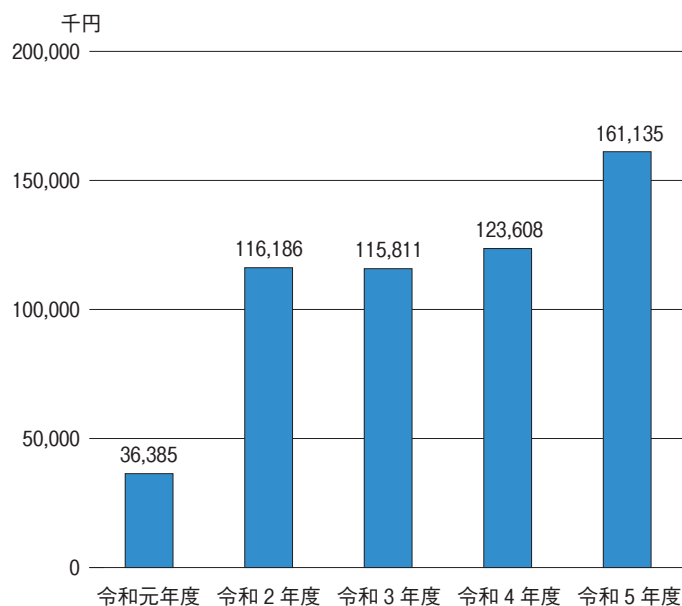
## ●経常利益

経常費用は、人件費・その他業務費用などの増加により前期比103百万円の増加となりましたが、経常収益においても貸出金利息収入・株式売却益などの増加により前期比121百万円の増加となったことから、経常利益は前期比17百万円増加の193百万円となりました。



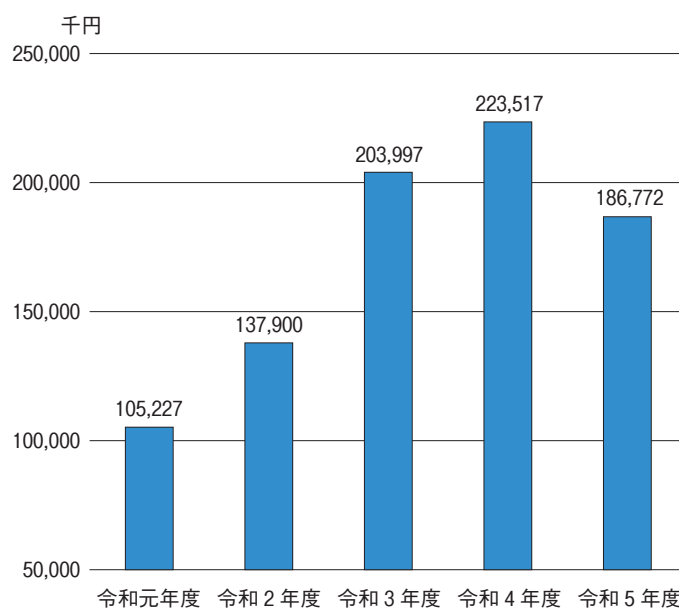
## ●当期純利益

前期比37百万円増加し161百万円となりました。



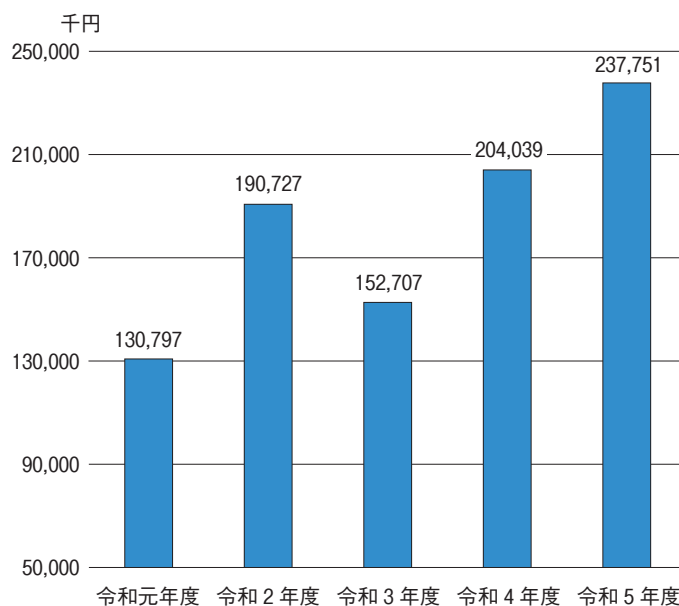
## ●業務純益

業務収益は、貸出金利息収入の増加など資金運用収益の増加により前期比56百万円の増加となりましたが、業務費用においても人件費・その他業務費用などの増加により前期比93百万円の増加となったことから、業務純益は前期比36百万円減少の186百万円となりました。



## ●コア業務純益

コア業務純益は、実質業務純益が前期比15百万円減少したものの、債券5勘定取引が前期比49百万円減少の△48百万円となったことから、全体では前期比33百万円増加の237百万円となりました。



## 主要な経営指標

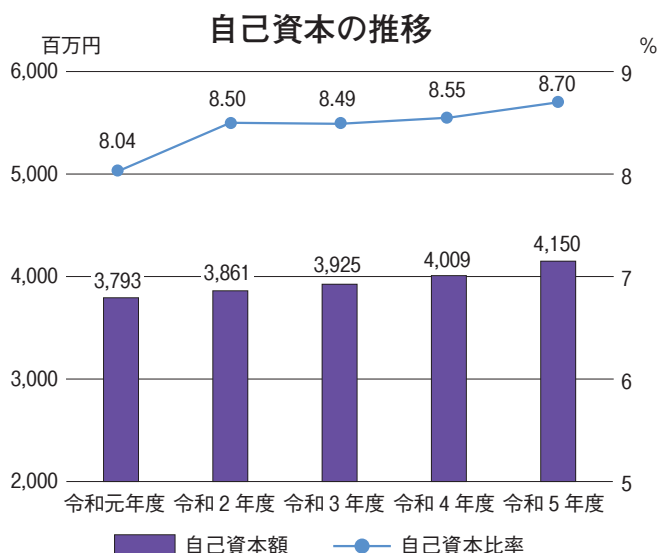
(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,541,426	1,616,471	1,533,909	1,530,020	1,651,245
経常利益	62,393	177,112	162,718	176,292	193,598
当期純利益	36,385	116,186	115,811	123,608	161,135
預金積金残高	78,755,800	84,904,057	85,897,337	87,006,723	86,710,806
貸出金残高	47,552,871	50,555,854	51,350,864	51,582,006	51,654,256
有価証券残高	10,960,318	10,508,849	10,783,237	10,483,552	10,034,914
総資産額	82,991,921	90,098,289	91,120,354	91,440,344	91,392,647
純資産額	3,720,231	3,954,169	3,975,836	3,900,508	4,116,239
自己資本比率(単体)	8.04%	8.50%	8.49%	8.55%	8.70%
出資総額	2,324,035	2,360,161	2,395,762	2,435,453	2,467,003
出資総口数	20,170,351口	20,531,611口	20,887,621口	21,284,534口	21,600,034口
出資に対する配当金	39,100	40,483	41,137	42,003	42,700
職員数	108人	111人	109人	114人	116人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 出資総額には、平成23年3月31日に優先出資を消却したことにより振替えられたその他出資金307百万円が含まれております。

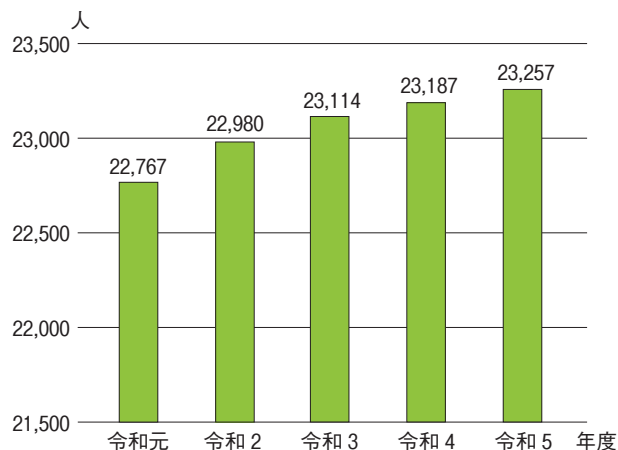


金融機関の健全性を示す自己資本比率は、リスクに応じて計算された資産（リスク・アセット）に対する自己資本の割合です。健全性の指標である自己資本比率は、4%以上を維持する必要があります。

## 普通出資の組合員数

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
個 人	20,401	20,416
法 人	2,786	2,841
合 計	23,187	23,257



# 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
				(資産の部)	(負債の部)
現金	942,496	943,110	預金積金	87,006,723	86,710,806
預け金	26,266,856	26,395,094	当座預金	588,117	553,793
有価証券	10,483,552	10,034,914	普通預金	34,165,144	35,016,352
国債	196,080	290,970	貯蓄預金	227,731	216,794
地方債	584,470	580,420	通知預金	16,232	20,642
社債	8,095,708	7,809,714	定期預金	47,294,153	46,368,926
株式	5,900	5,900	定期積金	4,467,989	4,309,498
その他の証券	1,601,394	1,347,909	その他の預金	247,354	224,799
貸出金	51,582,006	51,654,256	借入金	—	—
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000)	(1,000,000)	その他負債	209,235	229,830
割引手形	159,412	256,273	未決済為替借	11,998	32,810
手形貸付	1,285,250	1,344,423	未払費用	26,623	49,926
証書貸付	49,805,273	49,700,405	給付補てん備金	2,638	2,569
当座貸越	332,070	353,153	未払法人税等	44,000	30,000
その他資産	622,028	739,772	前受収益	25,898	30,106
未決済為替貸	26,463	44,139	払戻未済金	2,732	5,313
全信組連出資金	352,600	352,600	職員預り金	40,511	39,659
未収収益	133,664	113,467	資産除去債務	14,473	14,473
その他の資産	109,300	229,564	その他の負債	40,358	24,972
有形固定資産	1,733,207	1,728,787	賞与引当金	58,449	59,833
建物	184,850	172,837	役員退職慰労引当金	70,593	79,586
土地	1,488,676	1,488,676	睡眠預金払戻損失引当金	561	300
その他の有形固定資産	59,680	67,272	偶発損失引当金	22,538	24,514
無形固定資産	14,506	11,830	再評価に係る繰延税金負債	170,609	170,609
ソフトウェア	8,235	5,559	債務保証	1,125	926
その他の無形固定資産	6,270	6,270	負債の部合計	87,539,835	87,276,407
前払年金費用	26,651	23,964	(純資産の部)		
繰延税金資産	28,572	31,321	出資金	2,435,453	2,467,003
債務保証見返	1,125	926	普通出資金	2,128,453	2,160,003
貸倒引当金(△)	260,659	171,329	その他出資金	307,000	307,000
(うち個別貸倒引当金(△))	(231,381)	(139,286)	利益剰余金	1,600,827	1,719,959
			利益準備金	292,700	305,100
			その他利益剰余金	1,308,127	1,414,859
			特別積立金	550,000	550,000
			(うち目的積立金)	(550,000)	(550,000)
			当期末処分剰余金	758,127	864,859
			組合員勘定計	4,036,280	4,186,962
			その他有価証券評価差額金	△ 319,747	△ 254,699
			土地再評価差額金	183,976	183,976
			評価・換算差額等合計	△ 135,771	△ 70,723
			純資産の部合計	3,900,508	4,116,239
資産の部合計	91,440,344	91,392,647	負債及び純資産の部合計	91,440,344	91,392,647

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,134,091千円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,488,676千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,173千円

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~50年

その他 3年~20年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。要注意先債権に相当する債権のうち、要管理先債権に分類され与信額が一定額以上である等の債権及び破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度における計算の結果、退職給付引当金が借方残高となるため、前払年金費用として資産に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。

過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存期間内の一定年数(12年)による定額法により費用処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内

の一定年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額 219,079,198千円  
年金財政計算上の数理債務の額 216,116,723千円  
差引額 2,962,475千円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和4年4月1日至令和5年3月31日) 0.777%

(3) 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094,224千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金10,463千円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,392,221千円

15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は361,231千円、危険債権額は996,156千円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

16. 債権のうち、三月以上延滞債権額は42,587千円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

17. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は39,388千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は1,439,362千円であります。

なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. リース契約により使用する固定資産はありません。

20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、256,273千円であります。

21. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 2,011,520千円

上記資産は、公金取扱い、為替取引のために担保として提供しております。

22. 出資1口当たりの純資産額 190円56銭

23. その他出資金307,000千円は、平成23年3月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の1項の規定に基づき優先出資

を消却したことにより優先出資金からその他出資金に振替えたものであります。

#### 24. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、上場投資信託であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による債権管理会議や常勤理事会を開催し、審査・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

###### (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、112,740千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

#### 25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	26,395,094	26,334,156	△ 60,938
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	10,029,014	10,029,014	—
(3) 貸出金(*1)	51,654,256	52,695,338	
貸倒引当金(*2)	△ 171,329		
	51,482,926	52,695,338	1,212,411
金融資産計	87,907,034	89,058,508	1,151,473
(1) 預金積金(*1)	86,710,806	86,659,149	△ 51,657
金融負債計	86,710,806	86,659,149	△ 51,657

(\*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

##### (注1) 金融商品の時価等の算定方法

###### 金融資産

###### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

###### (2) 有価証券

債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場投資信託は取引所の価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

###### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	5,900
組合出資金(*2)	352,600

(\*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券はありません。

(3) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	536,695	489,583	47,112
	小計	536,695	489,583	47,112
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの*2	株式	—	—	—
	債券	8,681,104	8,913,190	△ 232,086
	国債	290,970	299,092	△ 8,122
	地方債	580,420	599,875	△ 19,455
	社債	7,809,714	8,014,222	△ 204,508
	その他	811,213	880,939	△ 69,725
	小計	9,492,318	9,794,130	△ 301,812
合計	10,029,014	10,283,713	△ 254,699	

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,153,714千円	51,851千円	48,244千円

29. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	99,990千円	3,868,774千円	4,254,890千円	457,450千円
国債	—	—	290,970	—
地方債	—	198,780	289,870	91,770
社債	99,990	3,669,994	3,674,050	365,680
その他	99,880	500,520	93,320	—
合計	199,870	4,369,294	4,348,210	457,450

30. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融

資未実行残高は、5,228,851千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが40,483千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,049千円
賞与引当金繰入超過額	16,675
減価償却超過額	20,084
役員退職慰労引当金	22,180
有価証券評価差額金	70,984
その他	26,069
繰延税金資産小計	159,044
繰延税金負債	△121,044
繰延税金資産合計	38,000
繰延税金負債	
前払年金費用	6,678
繰延税金負債合計	6,678
繰延税金資産の純額	31,321千円

32. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 171百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は上記(注)6に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
<b>経常収益</b>	<b>1,530,020</b>	<b>1,651,245</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>1,452,918</b>	<b>1,505,017</b>
貸出金利息	1,335,466	1,386,840
(うち金融機関貸付金利息)	(10,249)	(10,169)
預け金利息	36,242	40,939
有価証券利息配当金	63,061	64,470
その他の受入利息	18,149	12,767
(うち買入金銭債権利息)	(152)	(251)
<b>役務取引等収益</b>	<b>66,018</b>	<b>72,440</b>
受入為替手数料	21,853	22,049
その他の役務収益	44,164	50,391
<b>その他業務収益</b>	<b>6,248</b>	<b>4,055</b>
国債等債券売却益	1,151	30
その他の業務収益	5,096	4,025
<b>その他経常収益</b>	<b>4,835</b>	<b>69,731</b>
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	393	17,909
株式等売却益	4,016	51,821
その他の経常収益	425	0
<b>経常費用</b>	<b>1,353,727</b>	<b>1,457,647</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>28,213</b>	<b>28,122</b>
預金利息	26,675	26,369
給付補填備金繰入額	1,687	1,548
借入金利息	△ 352	—
その他の支払利息	203	205
<b>役務取引等費用</b>	<b>56,843</b>	<b>65,545</b>
支払為替手数料	6,168	5,540
その他の役務費用	50,675	60,004
<b>その他業務費用</b>	<b>826</b>	<b>49,786</b>
国債等債券売却損	—	48,244
その他の業務費用	826	1,542
<b>経費</b>	<b>1,234,110</b>	<b>1,248,521</b>
人件費	798,884	827,459
物件費	383,832	366,824
税金	51,393	54,237
<b>その他経常費用</b>	<b>33,733</b>	<b>65,670</b>
貸倒引当金繰入額	9,951	19,572
貸出金償却	—	—
その他の経常費用	23,781	46,098
<b>経常利益</b>	<b>176,292</b>	<b>193,598</b>
<b>特別利益</b>	<b>45</b>	<b>—</b>
固定資産処分益	45	—
<b>特別損失</b>	<b>55</b>	<b>67</b>
固定資産処分損	55	67
<b>減損損失</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>176,282</b>	<b>193,531</b>
<b>法人税・住民税及び事業税</b>	<b>49,323</b>	<b>35,145</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>3,350</b>	<b>△ 2,748</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>52,674</b>	<b>32,396</b>
<b>当期純利益</b>	<b>123,608</b>	<b>161,135</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>634,519</b>	<b>703,723</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>758,127</b>	<b>864,859</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 7円52銭

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,994,277	4,144,262
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,435,453	2,467,003
うち、利益剰余金の額	1,600,827	1,719,959
うち、外部流出予定額(△)	42,003	42,700
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	29,278	32,043
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	29,278	32,043
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,956	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,039,512	4,176,305
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10,463	8,533
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10,463	8,533
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	19,224	17,285
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,688	25,818
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,009,824	4,150,486
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	44,194,767	44,960,927
資産(オン・バランス)項目	44,193,923	44,960,231
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	844	695
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,695,220	2,713,540
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	46,889,987	47,674,467
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.55%	8.70%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

(単位：千円)

発行主体	全東栄信用組合	全東栄信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	その他出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,160,003	307,000

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	758,127	864,859
剰余金処分額	54,403	58,900
利益準備金	12,400	16,200
出資に対する配当金	42,003	42,700
普通出資配当金	42,003	42,700
経営強化積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	703,723	805,959

## 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	1,452,918	1,505,017
資金調達費用	28,213	28,122
資金運用収支	1,424,705	1,476,895
役務取引等収益	66,018	72,440
役務取引等費用	56,843	65,545
役務取引等収支	9,174	6,894
その他業務収益	6,248	4,055
その他業務費用	826	49,786
その他の業務収支	5,422	△ 45,731
業務粗利益	1,439,301	1,438,058
業務粗利益率(%)	1.61	1.61
業務純益	223,517	186,772
実質業務純益	205,190	189,537
コア業務純益	204,039	237,751
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	204,039	237,751

- (注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$   
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## 預貸率及び預証率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度	
預 貸 率	(期 末)	59.28	59.57
	( 期 中 平 均 )	58.76	58.49
預 証 率	(期 末)	12.04	11.57
	( 期 中 平 均 )	13.26	12.56

- (注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	50,868	52,098
支払利息の増減	△ 353	△ 91

## 総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.192	0.210
総資産当期純利益率	0.134	0.175

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

## 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人件費	798,884	827,459
報酬給料手当	646,953	669,001
退職給付費用	39,856	45,007
その他	112,074	113,450
物件費	383,832	366,824
事務費	170,862	151,681
固定資産費	117,928	122,518
事業費	25,548	27,923
人事厚生費	10,395	14,131
有形固定資産償却	43,857	35,266
無形固定資産償却	2,623	2,675
その他	12,618	12,627
税金	51,393	54,237
経 費 合 計	1,234,110	1,248,521

## 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	66,018	72,440
受入為替手数料	21,853	22,049
その他の受入手数料	44,104	50,322
その他の役務取引等収益	59	68
役務取引等費用	56,843	65,545
支払為替手数料	6,168	5,540
その他の支払手数料	29,124	39,696
その他の役務取引等費用	21,551	20,307

## その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国債等債券売却益	1,151	30
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	5,096	4,025
その他業務収益合計	6,248	4,055

## 貸出金業種別残高・構成比

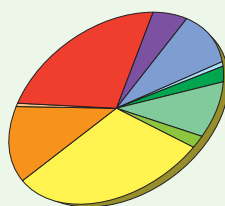
(単位：百万円、%)

業 種 別	令和 4 年度		令和 5 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	3,118	6.04	2,907	5.62
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,068	11.76	5,724	11.08
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	415	0.80	440	0.85
運輸業、郵便業	1,537	2.97	1,520	2.94
卸売業、小売業	4,726	9.16	4,746	9.18
金融業、保険業	1,000	1.93	1,000	1.93
不動産業	14,728	28.55	15,362	29.74
物品賃貸業	11	0.02	17	0.03
学術研究、専門・技術サービス業	345	0.66	372	0.72
宿泊業	491	0.95	181	0.35
飲食業	2,052	3.97	1,856	3.59
生活関連サービス業、娯楽業	276	0.53	294	0.57
教育、学習支援業	335	0.65	292	0.56
医療、福祉	358	0.69	371	0.71
その他のサービス	3,178	6.16	3,707	7.17
その他の産業	325	0.63	312	0.60
小 計	38,970	75.55	39,110	75.71
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,611	24.44	12,544	24.28
合 計	51,582	100.00	51,654	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

地元の資金を、地元にご融資するのが私どものモットーです。

### ■業種別貸出残高状況



製造業	2,907 百万円	5.62 %
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	5,724	11.08
電気・ガス・熱供給、水道業	—	—
情報通信業	440	0.85
運輸業、郵便業	1,520	2.94
卸売業、小売業	4,746	9.18
金融業、保険業	1,000	1.93
不動産業	15,362	29.74
サービス業	7,095	13.73
その他の産業	312	0.60
個人	12,544	24.28
合 計	51,654 百万円	100.00 %

\*サービス業は、「貸出金業種別残高・構成比」における「物品賃貸業からその他のサービス」の合計となっております。

## 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	186	0.36	192	0.37
手形貸付	1,355	2.66	1,073	2.10
証書貸付	49,102	96.42	49,424	96.94
当座貸越	276	0.54	291	0.57
合 計	50,920	100.00	50,981	100.00

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	999	15.74	1,154	19.11
住宅ローン	5,349	84.25	4,882	80.88
合 計	6,349	100.00	6,037	100.00

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	22,847	44.29	23,292	45.09
設備資金	28,734	55.70	28,362	54.90
合 計	51,582	100.00	51,654	100.00

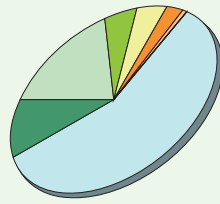
## 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	20,509	39.76	20,871	40.40
変動金利貸出	31,072	60.23	30,782	59.59
合 計	51,582	100.00	51,654	100.00

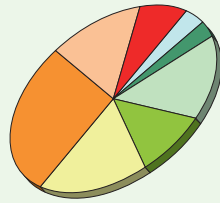
貸出金のほとんどが小口融資です。  
幅広くお客様のご要望にお応えすることが当組合の使命と考えております。

■金額階層別貸出先数



500万円未満	1,524先	58.77%
500万円以上1千万円未満	276	10.64
1千万円以上3千万円未満	430	16.58
3千万円以上5千万円未満	125	4.82
5千万円以上1億円未満	130	5.01
1億円以上3億円未満	84	3.23
3億円以上5億円未満	17	0.65
5億円以上	7	0.26
合 計	2,593先	100.00%

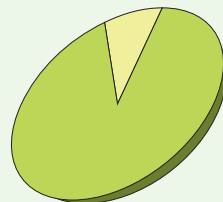
■金額階層別貸出金残高



500万円未満	2,019百万円	3.90%
500万円以上1千万円未満	2,001	3.87
1千万円以上3千万円未満	7,674	14.85
3千万円以上5千万円未満	4,983	9.64
5千万円以上1億円未満	9,119	17.65
1億円以上3億円未満	14,514	28.09
3億円以上5億円未満	6,959	13.47
5億円以上	4,381	8.48
合 計	51,654百万円	100.00%

地元のお客様の資金ニーズにお応えしております。

■地区別貸出金残高構成



重点・店勢地区	91.18%
遠隔地区	8.81%

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度	1,263	2.44	—
	令和5年度	1,262	2.44	—
有価証券	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
動産	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
不動産	令和4年度	33,521	64.98	—
	令和5年度	33,995	65.81	—
その他	令和4年度	184	0.35	—
	令和5年度	221	0.42	—
小 計	令和4年度	34,969	67.79	—
	令和5年度	35,479	68.68	—
信用保証協会・信用保険	令和4年度	12,546	24.32	—
	令和5年度	11,848	22.93	—
保証	令和4年度	2,076	4.02	1
	令和5年度	2,214	4.28	0
信用	令和4年度	1,989	3.85	—
	令和5年度	2,111	4.08	—
合 計	令和4年度	51,582	100.00	1
	令和5年度	51,654	100.00	0

(注)三菱UFJニコス及び全国しんくみ保証(株)の保証付貸出については、「保証」欄に計上しております。

## 代理貸付残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	5	4
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	5	4
住宅金融支援機構(既往)	2	0
住宅金融支援機構(年金)	0	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	8	5

## 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 性 預 金	34,764	40.11	36,032	41.55
定 期 性 預 金	51,892	59.88	50,678	58.44
合 計	86,657	100.00	86,710	100.00

## 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	72,002	82.75	71,458	82.41
法 人	15,003	17.24	15,252	17.58
一般法人	14,895	17.11	15,127	17.44
金融機関	17	0.01	7	0.00
公 金	90	0.10	117	0.13
合 計	87,006	100.00	86,710	100.00

## 定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固定金利定期預金	47,088	99.56	46,175	99.58
変動金利定期預金	1	0.00	1	0.00
その他の定期預金	204	0.43	191	0.41
合 計	47,294	100.00	46,368	100.00

- (注) 1. 「固定金利定期預金」とは預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。  
 2. 「変動金利定期預金」とは預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。  
 3. 「その他の定期預金」は期日指定定期預金です。

## 財形貯蓄残高

該当事項なし

## 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

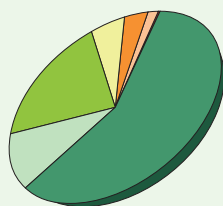
区 分	令和4年度末	令和5年度末
一店舗当り預金残高	8,700	8,671
一店舗当り貸出金残高	5,158	5,165

## 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

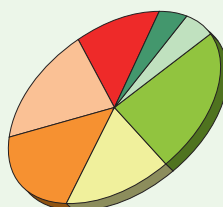
区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	763	747
職員1人当りの貸出金残高	452	445

■金額階層別預金口数



50万円未満	43,980口	59.20%
50万円以上1百万円未満	8,419	11.33
1百万円以上3百万円未満	14,128	19.01
3百万円以上5百万円未満	3,774	5.08
5百万円以上1千万円未満	2,714	3.65
1千万円以上3千万円未満	1,134	1.52
3千万円以上	133	0.17
合 計	74,282口	100.00%

■金額階層別預金残高



50万円未満	4,440百万円	5.12%
50万円以上1百万円未満	5,402	6.22
1百万円以上3百万円未満	20,756	23.93
3百万円以上5百万円未満	13,387	15.43
5百万円以上1千万円未満	16,920	19.51
1千万円以上3千万円未満	15,090	17.40
3千万円以上	10,708	12.34
合 計	86,710百万円	100.00%

## 有価証券時価、評価差額等

- 売買目的有価証券  
該当事項なし

- 満期保有目的債券  
該当事項なし

- その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	400	400	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	400	400	0	—	—	—
	その他	150	149	0	536	489	47
	小計	551	549	1	536	489	47
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	8,476	8,716	△ 240	8,681	8,913	△ 232
	国債	196	199	△ 3	290	299	△ 8
	地方債	584	599	△ 15	580	599	△ 19
	社債	7,695	7,917	△ 221	7,809	8,014	△ 204
	その他	1,450	1,530	△ 80	811	880	△ 69
	小計	9,926	10,247	△ 320	9,492	9,794	△ 301
合計	10,477	10,797	△ 319	10,029	10,283	△ 254	

- (注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

- 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	5	5
組合出資金	352	352

- (注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

項 目		取得価格または 契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	令和4年度	10,803	10,483	△ 319
	令和5年度	10,289	10,034	△ 254
金 銭 の 信 託	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 等 商 品	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—

- (注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。  
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

## 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	267	2.32	271	2.47
地方債	599	5.21	599	5.47
社債	8,479	73.74	8,285	75.62
株式	5	0.05	5	0.05
その他の証券	2,145	18.65	1,793	16.36
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	11,498	100.00	10,955	100.00

## 商品有価証券の種類別平均残高

該当事項なし

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		国 債	令和4年度	—	—	—	—	196	—
	令和5年度	—	—	—	—	290	—	—	290
地 方 債	令和4年度	—	—	—	200	290	93	—	584
	令和5年度	—	—	198	97	192	91	—	580
社 債	令和4年度	499	702	2,088	1,814	2,616	374	—	8,095
	令和5年度	99	2,488	1,181	1,941	1,732	365	—	7,809
株 式	令和4年度	—	—	—	—	—	—	5	5
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	5	5
外 国 証 券	令和4年度	299	399	198	—	—	94	—	992
	令和5年度	99	301	199	—	93	—	—	693
その他の証券	令和4年度	—	—	—	—	—	—	609	609
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	654	654
合 計	令和4年度	799	1,101	2,287	2,014	3,103	561	615	10,483
	令和5年度	199	2,789	1,579	2,039	2,309	457	660	10,034

# 不良債権の状況

## ●不良債権比率および不良債権額

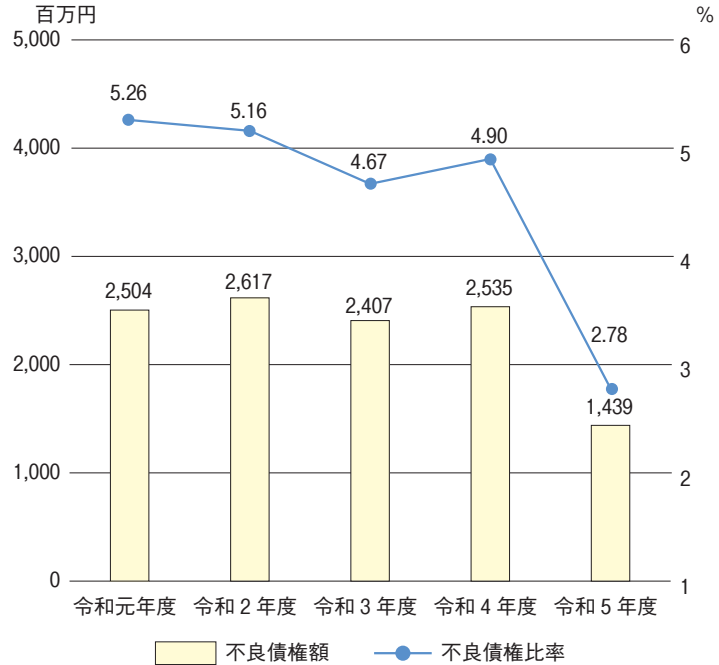
不良債権額は、前年2,535百万円より、1,096百万円減少の1,439百万円、不良債権比率は、前年4.90%より2.12ポイント減少の2.78%となりました。

不良債権の内訳については、要管理債権5.70%、危険債権69.21%、破綻更生債権破産更生債権及びこれらに準ずる債権25.10%となっております。

また、各債権の保全状況は、要管理債権は93.83%、危険債権は99.23%、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は100.00%の保全が図られております。

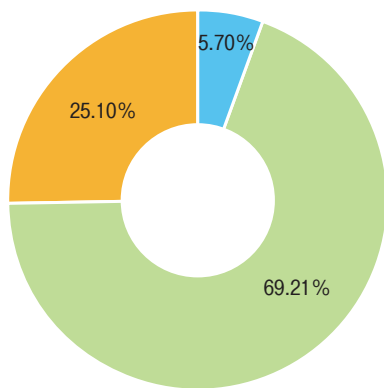
引き続き、不良債権の減少に努めてまいります。

### 不良債権の推移



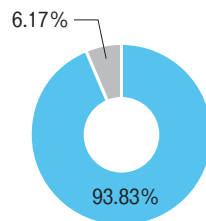
## ●不良債権の保全状況

### 不良債権構成比



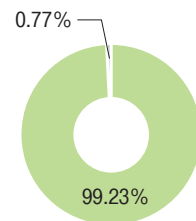
- 要管理債権
- 危険債権
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

### 要管理債権保全率



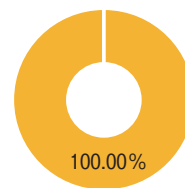
- 保全率
- 未保全率

### 危険債権保全率



- 保全率
- 未保全率

### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権保全率



- 保全率
- 未保全率

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	
破綻先債権	令和4年度	1	1	—	100.00
	令和5年度	17	—	17	100.00
延滞債権	令和4年度	1,623	1,386	230	99.55
	令和5年度	1,339	1,210	121	99.42
3か月以上延滞債権	令和4年度	27	26	0	99.91
	令和5年度	42	36	0	86.21
貸出条件緩和債権	令和4年度	880	845	0	96.03
	令和5年度	39	39	0	100.00
合 計	令和4年度	2,533	2,260	230	98.33
	令和5年度	1,439	1,286	139	99.08

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	645	466	178	645	100.00	100.00
	令和5年度	361	276	84	361	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	982	922	53	975	99.24	87.72
	令和5年度	996	934	54	988	99.23	87.65
要管理債権	令和4年度	907	873	0	873	96.23	2.18
	令和5年度	81	76	0	76	93.83	1.34
不良債権計	令和4年度	2,535	2,262	232	2,494	98.35	84.79
	令和5年度	1,439	1,287	139	1,426	99.11	91.64
正常債権	令和4年度	49,207					
	令和5年度	50,283					
合 計	令和4年度	51,743					
	令和5年度	51,722					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	29	△ 18	32	2
個別貸倒引当金	231	28	139	16
貸 倒 引 当 金 合 計	260	9	171	19

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	66	127

(注)貸出金償却額は、償却額と売却額の合計値となっております。

## 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	4年度	88,920 百万円	1,452,918 千円	1.63 %
	5年度	89,188	1,505,017	1.68
うち貸出金	4年度	50,920	1,335,466	2.62
	5年度	50,981	1,386,840	2.72
うち預け金	4年度	25,873	36,242	0.14
	5年度	26,482	40,939	0.15
うち有価証券	4年度	11,498	63,061	0.54
	5年度	10,955	64,470	0.58
資 金 調 達 勘 定	4年度	86,989	28,213	0.03
	5年度	87,197	28,122	0.03
うち預金積金	4年度	86,657	28,363	0.03
	5年度	87,156	27,917	0.03
うち譲渡性預金	4年度	—	—	—
	5年度	—	—	—
うち借入金	4年度	291	△ 352	—
	5年度	—	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(4年度106,687千円、5年度99,494千円)を控除して表示しております。

## 総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り (a)	1.63	1.68
資金調達原価率 (b)	1.45	1.46
総資金利鞘 (a-b)	0.18	0.22

(注) 1. 資金運用利回り =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

## 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和4年度末		令和5年度末	
		件数	金額	件数	金額
送 金 ・ 振 込	他の金融機関向け	31,698	26,087	33,670	29,910
	他の金融機関から	83,384	37,154	87,315	39,136
代 金 取 立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

## 外国為替取扱高

該当事項なし

## 外貨建資産残高

該当事項なし

## オフバランス取引の状況

該当事項なし

## 先物取引の時価情報

該当事項なし

## オプション取引の時価情報

該当事項なし

## 公共債引受額

該当事項なし

## 公共債窓販実績

該当事項なし

## 中小企業の経営改善への取組み状況

### ● 経営改善支援等の取組み実績

経営改善支援に対する取組み実績については、以下の通りとなっております。

	期初債務者数 A					経営改善支援取組み率 $a/A$	ランクアップ率 $\beta/a$	再生計画策定率 $\delta/a$
	うち経営改善支援取組み先 a							
		aのうち期末に債務者区分が上昇した先数 $\beta$	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$	aのうち再生計画を策定した先数 $\delta$				
正常先	869	3	—	3	—	0.34	—	—
要注意先	その他要注意先	429	103	2	101	24.00	1.94	—
	要管理先	4	1	—	1	25.00	—	—
破綻懸念先	26	—	—	—	—	—	—	—
実質破綻先	28	—	—	—	—	—	—	—
破綻先	3	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,359	107	2	105	—	7.87	1.86	—

- (注) 1. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。  
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
 3. 「aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$ 」は、当期末の債務者区分が期初より上昇した先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $a$ には含まれますが $\beta$ には含んでおりません。  
 4. 期初の債務者区分が「要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」に上昇した場合は $\beta$ に含まれます。  
 5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 $\gamma$ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6. 「aのうち再生計画を策定した先数 $\delta$ 」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。  
 8. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっても)期初の債務者区分に従って整理しております。  
 9. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

#### ① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

##### ○ 金融円滑化法期限到来後の取組み

中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客様からの貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の事情を十分に把握したうえで真摯に対応しております。その取組みとして、経営改善計画書の策定に当たっては正確な経営実態の把握に努め、経営課題を解決するための実効性のある方策を提案する等、積極的な支援・協力を実施しております。

##### ○ 本業支援の取組み

事業者の皆様をサポートする取組を充実させるため、本部業務部内に顧客サポート室を設置し、お客様の抱える課題を解決すると共に、企業価値の向上に繋げる取組を行っております。

#### ② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

##### ○ 金融円滑化法期限到来後の態勢

主管部を融資部としてお客様の経営改善に対する助言等を行うとともに、中小企業診断士による経営改善計画書の策定・実行支援を行っております。

##### ○ 本業支援の取組み

主管部を業務部として担当者を1名配置し取組んでおります。

#### ③ 中小企業の経営支援に関する取組み状況

##### ○ 創業支援

起業をお考えの方の支援資金として、当組合資金「創業サポートローン」及び保証協会付融資「創業資金」、東京都信用組合協会との連携による「女性・若者・シニア創業サポートローン」を推進しております。

##### ○ 成長段階における支援

- ・売上向上支援の一環としてビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。
- ・事業者の皆様には、「人」と「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」及び「未来500」の取組を推進しております。
- ・日本政策金融公庫と連携した協調融資を推進しております。

##### ○ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

資金繰りにお悩みのお客様へのご融資相談に積極的に取り組んでおります。尚、令和5年度は、各営業店による経営改善計画書策定先107先(うち中小企業診断士による経営改善支援先5先)に対し、経営改善活動を実施し、2先のランクアップが図られました。

## 経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(平成25年12月5日公表)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を十分に尊重し、お客様からお借り入れや保証債務の相談を受けた際、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同「ガイドライン」の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性のあるのかなどを具体的に説明し、経営者改善支援を行っています。

#### ○ 「経営者保証に関するガイドライン」活用に係る取組み事例

特筆すべき事例はありません。

#### ○ 取組み内容

無担保・無保証による新規融資及び経営者保証に頼らない新規融資割合を高めるよう取組んでいます。

#### ○ 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	153	173
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.69%	12.13%
保証契約を解除した件数	1	17
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	—	3

# リスク管理体制 一定性的事項

## ●信用リスクに関する事項

<b>リスクの説明</b>	貸出金の回収リスクや有価証券の資産価値の減少など、信用供与先の財務状況、業況の悪化等により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
<b>管理体制</b>	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資に関する基本的経営方針(クレジットポリシー)」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を定めて信用リスクを的確に把握する管理態勢を構築しております。
<b>評価・計測</b>	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進、大口集中の排除と与信ポートフォリオ管理(特定業種又は特定グループの偏重排除及び資金の有効分散運用)の強化に努め「自己査定基準書」に基づき厳格な自己査定を実施しております。個別案件の審査・与信にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制となっております。さらに経営陣による理事会及び常勤理事会や各種会議を定期的に開催し、信用リスク管理、運営における重要事項を決定しております。
<input type="checkbox"/> 貸倒引当金の計算基準 当組合の「自己査定基準書」及び「償却・引当計上基準書」に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合いに応じて分類した資産等に対し、債務者区分ごとに貸倒実績率を算出し貸倒引当金を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権については、回収可能見込額を控除した残額を引当てております。	
<input type="checkbox"/> リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 R&I(格付投資情報センター) JCR(日本格付研究所) S&P(スタンダード・アンド・プアーズ) Moody's(ムーディーズ)	
<input type="checkbox"/> エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当事項なし	
<input type="checkbox"/> 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要 信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取扱いに際し、資金使途・返済原資・財務内容のほか経営者の資質などの定性要因も加味し、特にキャッシュフローを重視して、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、補充的な位置付けと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しない融資を基本的な方針としております。ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が扱う担保については、「融資規程」や各種取扱規程により適正な評価を行っております。 また、お客様が期限の利益を喪われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、大口集中排除、特定業種、特定グループへの偏重排除等の与信ポートフォリオ管理の強化に努めております。	
<input type="checkbox"/> 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要 該当事項なし	

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし
--------

## ●オペレーショナル・リスクに関する事項

<b>リスクの説明</b>	オペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクを含む幅広いリスクであり、内部プロセス・人・システム障害または外的要因により当組合が悪影響を被るリスク。
<b>管理体制</b>	事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクの各リスク管理方針を踏まえ、組織体制や管理方法について各管理規程に基づき、リスクを認識しリスクの顕在化の未然防止、発生時の影響度の極小化に努めております。 また、苦情対応マニュアルに基づき、苦情に対する分析により適切な処置を行うとともに、必要に応じて経営陣へ報告する体制を整備しております。
<b>評価・計測</b>	新BIS規制の基礎的手法を採用して評価・計測しております。
<input type="checkbox"/> オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法は、1年間の粗利益(過去3年間の平均)に0.15を乗じた額をオペレーショナル・リスク相当額とする方法。 粗利益の算出方法は以下のとおりです。 $\text{粗利益} = \text{業務粗利益} - (\text{国債等債券売却益} + \text{国債等債券償還益}) + (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等債券償還損} + \text{国債等債券償却} + \text{役員取引等費用})$	

## ●金利リスクに関する事項

<b>リスクの管理方針及び手続の概要</b>	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会に報告・協議検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額であるΔEVE、ΔNIIを計測しております。なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。
<b>金利リスクの算定方法の概要</b>	開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE、ΔNIIに関する事項は以下のとおりです。 ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをい、ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。 ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年です。 ・流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。 ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。 ・IRRBB算出にあたり、計測対象を1通貨(JPY)としております。また、スプレッドは考慮しておりません。 ・内部モデルは使用しておりません。

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
順番		Δ EVE				Δ NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	869		992		357		371	
2	下方パラレルシフト	0		0		0		0	
3	スティープ化	469		580					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	869		992		357		371	
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末				前期末			
		4,150				4,009			

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定方法の概要」に記載しております。

## ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

<b>リスクの説明</b>	価格変動により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
<b>管理体制</b>	全国信用協同組合連合会の出資金、非上場株式及び上場投資信託が該当いたします。 上場投資信託については、有価証券として、「資金運用基準」に基づき管理しております。
<b>評価・計測</b>	上場投資信託にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握しております。 また、上場投資信託への投資は、「資金運用基準」に定める取得限度額の枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けております。

# リスク管理体制 一定量的事項

## ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国	内	90,707	90,824	51,676	51,722	8,884	8,689	—	—	170	118
国	外	994	694	—	—	994	694	—	—	—	—
地 域 別 計		91,701	91,518	51,676	51,722	9,879	9,384	—	—	170	118
製 造 業		5,310	5,070	3,246	3,009	2,064	2,060	—	—	53	2
農 業、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		96	95	—	—	96	95	—	—	—	—
建設業		6,481	6,140	6,284	5,944	196	195	—	—	64	51
電気・ガス・熱供給・水道業		189	192	—	0	189	192	—	—	—	—
情報通信業		1,101	1,026	415	440	685	584	—	—	2	2
運輸業		2,423	2,504	1,643	1,626	780	877	—	—	—	—
卸売業、小売業		5,363	5,494	4,868	4,903	494	590	—	—	40	—
金融業、保険業		30,326	30,054	1,003	1,003	2,667	2,263	—	—	—	—
不動産業		15,824	16,278	15,135	15,692	689	585	—	—	—	—
物品賃貸業		11	17	11	17	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		387	400	387	400	—	—	—	—	—	—
宿泊業		492	181	492	181	—	—	—	—	—	—
飲食業		2,348	2,110	2,348	2,110	—	—	—	—	7	17
生活関連サービス業、娯楽業		276	294	276	294	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		335	292	335	292	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		359	372	359	372	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		3,756	4,145	3,504	4,049	251	95	—	—	2	1
その他の産業		325	313	325	313	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,766	1,843	—	—	1,764	1,841	—	—	—	—
個人		11,037	11,067	11,037	11,067	—	—	—	—	0	43
その他の		3,487	3,621	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		91,701	91,518	51,676	51,722	9,879	9,384	—	—	170	118
1 年 以 下		45,733	47,694	38,597	39,655	800	200	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		15,125	14,302	5,007	5,001	1,103	2,792	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		12,542	13,095	3,746	3,501	2,289	1,581	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		4,564	4,213	2,547	2,172	2,016	2,040	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		4,320	3,227	1,214	915	3,106	2,312	—	—	—	—
10 年 超		986	866	423	408	562	457	—	—	—	—
期間の定めのないもの		8,429	8,119	139	67	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		91,701	91,518	51,676	51,722	9,879	9,384	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業 種	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	100	83	—	1	17	32	83	51	12	43
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	123	118	62	20	68	80	118	57	40	74
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	1	1	—	—	1	1	—	—	1
卸売業、小売業	25	23	0	0	2	2	23	21	—	2
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	0	0	—	—	0	0	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	1	0	5	—	—	1	6	8	4
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	0	1	1	—	0	0	1	1	5	1
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	0	1	0	—	0	0	1	0	—	0
合 計	252	231	67	27	89	119	231	139	66	127

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 3. 貸出金償却は、貸出金償却額と貸出金売却額の合計値となっております。

## ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	9,810	—	8,933
10	—	3,776	—	3,994
20	4,857	27,382	4,647	27,401
35	—	5,951	—	5,893
50	3,566	20	3,305	3
75	—	5,033	—	5,119
100	394	28,682	395	29,591
150	—	59	—	23
250	—	—	—	—
1250	—	—	—	—
そ の 他	—	2,167	—	2,208
合 計	8,818	82,883	8,348	83,170

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。  
 5. その他には、リスクウェイトの区分が困難なものが含まれています。

# リスク管理体制 一定量的事項

## ●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	44,194	1,767	44,960	1,798
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	44,194	1,767	44,960	1,798
(i) ソブリン向け	79	3	79	3
(ii) 金融機関向け	5,738	229	5,684	227
(iii) 法人等向け	10,631	425	10,958	438
(iv) 中小企業等・個人向け	3,540	141	3,597	143
(v) 抵当権付住宅ローン	2,074	82	2,055	82
(vi) 不動産取得等事業向け	14,168	566	14,249	569
(vii) 3カ月以上延滞等	116	4	80	3
(viii) 出資等	967	38	967	38
出資等のエクスポージャー	967	38	967	38
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	352	14	352	14
(xi) その他	6,524	260	6,936	277
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,695	107	2,713	108
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	46,889	1,875	47,674	1,906

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
 4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向

け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、「(i)~(x)」に区分されないエクスポージャーです。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷ 8%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,438	1,503	6	4	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		694	718	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		317	326	5	4	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		22	20	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		306	380	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑪その他		97	57	0	0	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「⑪その他」とは、「中小企業等・個人向け」に該当するエクスポージャーのうち小口分散化基準高以上のエクスポージャーです。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

## ●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位: 百万円)

区 分		出資等エクスポージャー						
		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの		うち、その他有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評 価 差 額
						うち益	うち損	
上 場 株 式	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	令和4年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	358	—	—	—	—	—	—
合 計	令和4年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	358	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる貸借対照表計上額は含まれておりません。

## ●子会社株式及び関連会社の貸借対照表計上額等

該当事項なし

## ●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

出 資 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
	令和4年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記入しております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売却損益は含まれておりません。

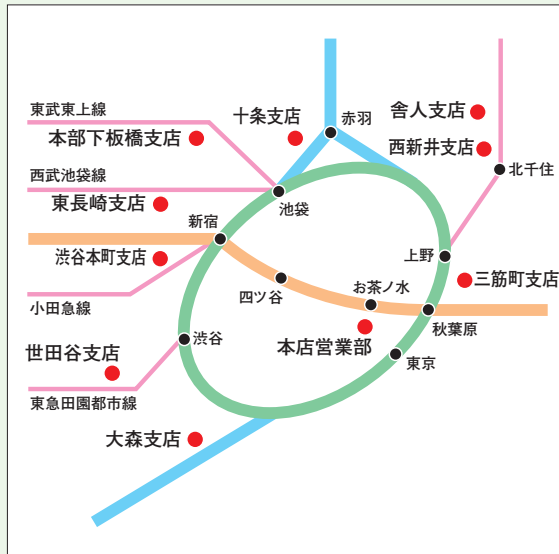
## ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

## 店舗一覽



本店営業部



本部下板橋支店



世田谷支店



三筋町支店



東長崎支店



渋谷本町支店



大森支店



十条支店



西新井支店



舎人支店

店名	〒	住所	電話番号
本部	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0177(代)
本店営業部	101-0052	千代田区神田小川町 3-6-1	03-3291-1111(代)
世田谷支店	154-0004	世田谷区太子堂 2-25-4	03-3414-3111(代)
三筋町支店	111-0041	台東区元浅草 3-11-4	03-3842-3811(代)
東長崎支店	171-0052	豊島区南長崎 5-10-14	03-3951-9111(代)
渋谷本町支店	151-0071	渋谷区本町 4-18-1	03-3372-5411(代)
大森支店	143-0024	大田区中央 3-5-2	03-3773-0311(代)
十条支店	114-0034	北区上十条 3-15-2	03-3908-6111(代)
西新井支店	123-0841	足立区西新井 2-32-13	03-3898-3111(代)
下板橋支店	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0171(代)
舎人支店	121-0831	足立区舎人 1-10-18	03-3855-3311(代)



ぜんくん&えっちゃん



〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 4-37-9  
TEL : 03-3986-0177(代) FAX : 03-3982-3841  
ホームページアドレス : <https://www.zentouei.shinkumi.jp/>